

平成 1 7 年度

ダイオキシン類対策特別措置法
施行状況

平成 1 8 年 1 2 月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計98地方公共団体からの報告に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間を対象に

- （ ）特定施設の届出等の状況
- （ ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （ ）設置者による測定結果報告状況
- （ ）土壌汚染対策の状況
- （ ）都道府県・政令市における条例制定状況
- （ ）その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成18年12月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

・ 特定施設の届出等の状況	1
・ 特定施設に係る規制事務実施状況	5
・ 設置者による測定結果報告状況	6
・ 土壌汚染対策の状況	7
・ 都道府県・政令市における条例制定状況	7
・ その他	7
表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	9
表 - 2 水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	10
表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）	12
表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）	13
表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）	14
表 - 6 大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別 - 都道府県・政令市別）	15
表 - 7 水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別）	21
表 - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	32
表 - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	34
表 - 10 大気基準適用施設に係る基準適用状況 （施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別） - 都道府県・政令市別）	35
表 - 11 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	42
表 - 12 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	42
表 - 13 適用除外等の状況（大気・水質別 - 都道府県・政令市別）	43
表 - 14 その他の届出等の状況（大気・水質 / 法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別）	43
表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）	44
表 - 2 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）	44
表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）	45
表 - 4 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	46
表 - 5 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	48
表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	50
表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（大気・全国）	51
表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	52
表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（水質・全国）	53
表 - 5 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	54
表 - 6 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別）	59

表 - 7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	62
表 - 8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	67
表 - 9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	69
表 - 10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別)……………	70
表 - 11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	69
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)……………	71
表 - 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国)……………	71
表 - 3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)……………	72
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)……………	73
表 - 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)……………	74
表 - 2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)……………	75
表 - 3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成18年6月30日現在)……………	76
表 - 4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成18年6月30日現在)……………	83
表 - 5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成18年6月30日現在)……………	84
表 - 6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成18年4月～6月)……………	85
表 - 7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別：平成18年4月～6月)……………	86
表 - 8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国：平成18年4月～6月)……………	87
表 - 9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国：平成18年4月～6月)……………	88
表 - 10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別：平成18年4月～6月)……………	89
表 - 11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別：平成18年4月～6月)……………	96

・特定施設の届出等の状況

1.1 特定施設の届出等施設数（表 - 1～2、図1）

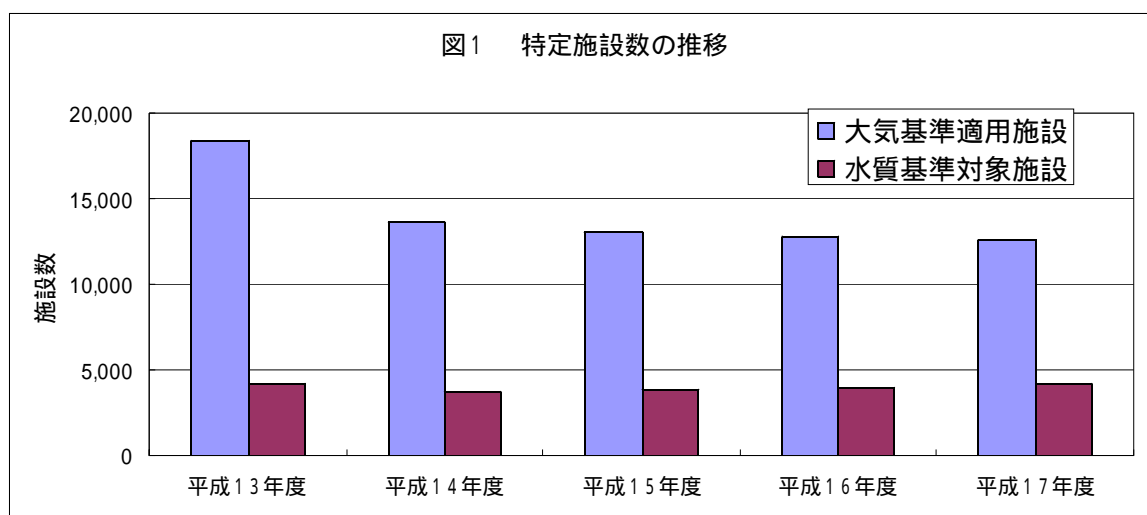
表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成18年3月31日において、大気基準適用施設数は12,553、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,176である。事業場数は、大気関係が9,265、水質関係が1,938である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1)}を加えると、大気基準適用施設数12,580、水質基準対象施設数4,191であり、事業場数は、大気関係9,278、水質関係1,945である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度において、同年12月から法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化された。以降、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少したが、平成17年度はほぼ前年度並であった。

注1) 法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1.2 特定施設の届出等の状況（表 - 3 ~ 5、図2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表1）。

表1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成16年度末の施設数	12,768
	平成17年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第12条第1項)]	348
	使用届出 [既設 (法第13条第1項)] ^{注2)}	10
	規制対象規模未満への変更届出 (法第14条第1項) ^{注3)} } [廃止等] 使用廃止届出 (法第18条)	573
	平成17年度末の施設数 (事業場数)	(12,553 9,265)
鉱山保安法等関係施設	平成17年度末の施設数 (事業場数) ^{注4)}	27 (20)
計	平成17年度末の施設数 (事業場数) ^{注5)}	(12,580 9,278)

注2) 既設の未届施設で、平成17年度に新たに届出がなされたもの。

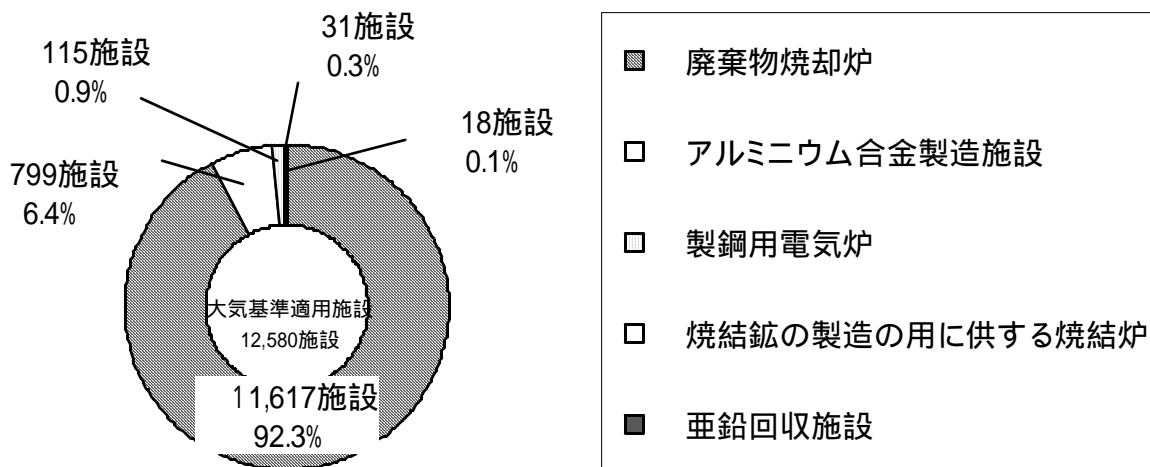
注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合 (7事業場) があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く11,617施設であり、全体の92.3%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設799施設、製鋼用電気炉115施設となっている。

図2 大気基準適用施設の種類の割合 (平成17年度末現在)



また、各施設の基準適用状況を表 - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 3,786 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 8,794 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 2）。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 16 年度末の施設数	3,872
	平成 17 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注6)} 〔新設（法第 12 条第 1 項・瀬戸内海法第 5 条第 1 項）〕	132
	使用届出 ^{注7)} 〔既設（法第 13 条第 1 項・瀬戸内海法第 7 条第 2 項）〕	281
	規制対象規模未満への変更届出・変更許可 ^{注8)} （法第 14 条第 1 項・瀬戸内海法第 8 条第 1 項） 使用廃止届出（法第 18 条・瀬戸内海法第 9 条） } [廃止等]	109
	平成 17 年度末の施設数（事業場数）	4,176 (1,938)
鉱山保安法関係施設	平成 17 年度末の施設数（事業場数） ^{注9)}	15 (11)
計	平成 17 年度末の施設数（事業場数） ^{注10)}	4,191 (1,945)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 17 年度に新たに届出がなされたものを含む。

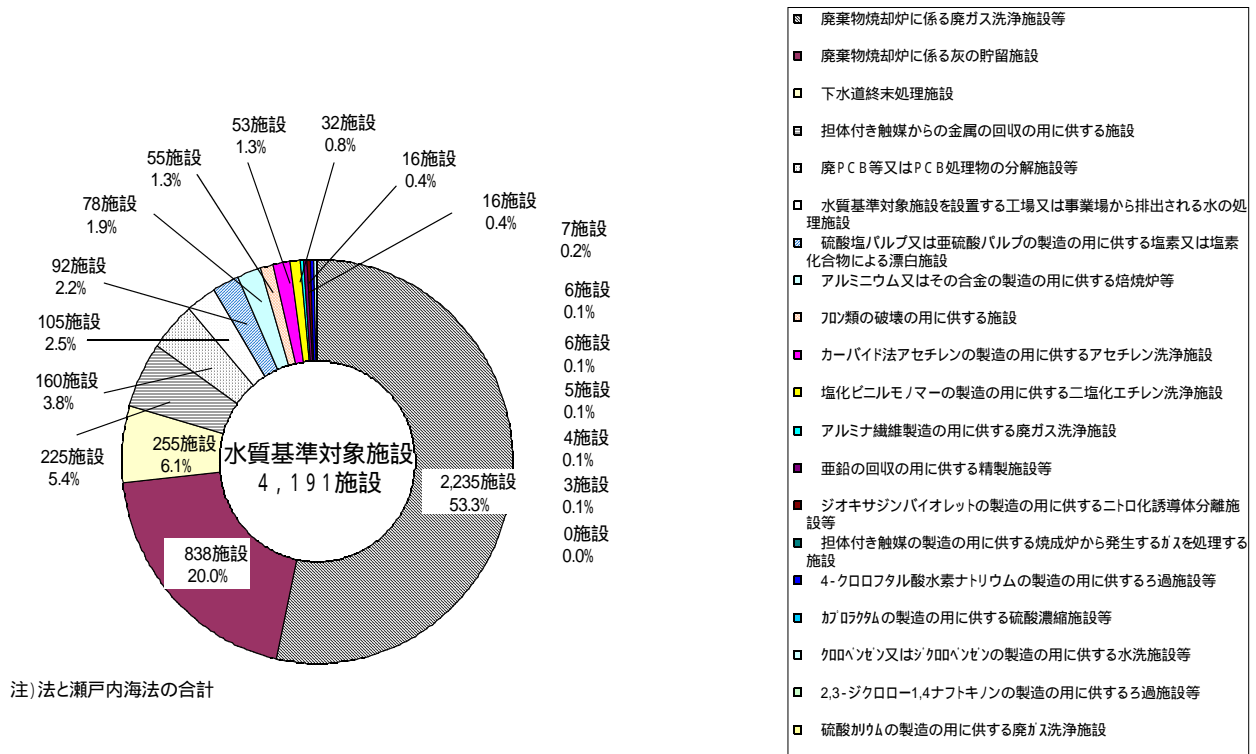
注 8) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合（4 事業場）があるため、合計が一致しない。

平成 17 年度末の水質基準対象施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗淨施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗淨施設と湿式集じん施設が 2,235 施設、灰の貯留施設が 838 施設であり、合わせて、全体の 73.3% を占めている。ついで、下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）が 255 施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)}(平成17年度末現在)



1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況(表 - 6 ~ 14)

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない(以下、同じ。)

鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10 に施設種別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長(以下「都道府県知事等」という。)による資料の提出の要求等の件数は表 - 11 に全国の状況を、表 - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1.2 に取りまとめた届出以外の届出(以下「その他の届出」という。)等の状況については、表 - 12 に全国の状況を、表 - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

．特定施設に係る規制事務実施状況

2.1 規制事務の実施状況（表 - 1～3）

表 - 1～2に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）。

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係7,554件、水質関係1,289件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係45件、水質関係1件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係5,217件（口頭指導2,831件、文書指導2,386件）、水質関係317件（口頭指導194件、文書指導123件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設127件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）1件であり、それらのうち、46件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令27件、一時停止命令18件、水質基準適用事業場について改善命令1件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注11)}はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条第1項に基づく立入検査件数	7,554	1,289
命令件数 ^{注12)}	45	1
指導件数 ^{注13)}	5,217	317
基準超過件数 ^{注14)}	127	1

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）。

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2.2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表 - 4～5）

表 - 4に大気基準適用施設、表 - 5に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

・設置者による測定結果報告状況

3.1 設置者による測定結果の報告状況（表 - 1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表 - 1、2は大気基準適用施設、表 - 3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注15)} その概要は、次のとおり（表4）。

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、8,984施設（報告対象施設数12,422）、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、88施設（対象施設456）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、640事業場（報告対象事業場数716）、報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は4事業場（報告対象事業場数15）から報告があった。

注15)平成17年4月1日から平成18年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告を計上の対象としている。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数	8,984	640
（報告対象数）	（12,422）	（716）

注16)平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。

3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表 - 5～8）

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表 - 9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 9に全国の状況を、表 - 10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表 - 11）

表 - 11 に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

・ 土壌汚染対策の状況

表 - 1 に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、新たに東京都が1地域を土壌汚染対策地域に指定している。本地域については、平成18年11月末日現在、東京都が土壌汚染対策計画を策定中であり、対策計画が策定された後、当該計画に基づく事業が開始される予定である。

また、香川県が、平成17年3月に土壌汚染対策地域に指定した地域に対し、土壌汚染対策計画を新たに作成している。本地域は、対策計画に基づく事業がすでに完了し、平成17年8月12日に土壌汚染対策地域の指定が解除されている。

・ 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1 に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成18年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乘せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、14地方公共団体（岩手県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・兵庫県・熊本県・横浜市・川崎市・名古屋市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

・ その他

6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表 - 1～2）

1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 - 1及び表 - 2に取りまとめた。

6.2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表 - 3～5）

2.1の表 - 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 - 3（大気基準適用施設）及び表 - 4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表 - 3取りまとめ以降の平成18年6月30日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成18年6月末までの措置状況
(表 - 6 ~ 11)

表 - 1 (大気基準適用施設)及び表 - 3 (水質基準適用事業場)の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 - 6に全国の状況を、表 - 7に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成18年6月30日現在の状況について、表 - 8及び表 - 9に全国の状況を、表 - 10及び表 - 11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注1）注2）

大気基準適用施設		平成18年3月31日現在		【参考】 平成17年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		14 (14)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉		69 (69)	115 (115)	116 (116)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		8 (7)	18 (15)	20 (17)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		236 (236)	799 (799)	783 (783)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	-	1,089 (1,086)	1,094 (1,091)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,529 (1,528)	1,546 (1,545)
	2 t/h未満注3)	-	8,999 (8,979)	9,205 (9,185)
	小計	8,951 (8,939)	11,617 (11,593)	11,845 (11,821)
合計		9,278 (9,265)	12,580 (12,553)	12,795 (12,768)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注 1) 注 2)

水質基準対象施設	平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在		【参 考】 平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	33 (33)	92 (92)	91 (91)
カーバド法アセロンの製造の用に供するアセロン洗浄施設	41 (41)	53 (53)	53 (53)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	16 (16)	9 (9)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	3 (3)	6 (6)	0 (0)
塩化ビニルマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	2 (2)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	4 (4)	4 (4)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2 (2)	6 (6)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0 (0)	3 (3)	3 (3)
ジチンジニルイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチンジニルイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	38 (38)	78 (78)	77 (77)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	5 (5)	16 (16)	19 (19)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注 1) 注 2)

水質基準対象施設		平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在		【参 考】 平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供 する施設のうちろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設		6 (6)	225 (225)	0 (0)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水または廃液を排出 するもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,090 (1,085)	2,235 (2,222)	2,250 (2,237)
	灰の貯留施設	404 (404)	838 (838)	848 (848)
	小計	1,494 (1,489)	3,073 (3,060)	3,098 (3,085)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は 分離施設		18 (18)	160 (160)	125 (125)
加工類の破壊の用に供する施設のうちプラ ズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式 集じん施設		36 (36)	55 (55)	0 (0)
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液 を含む下水を処理するものに限る)		219 (219)	255 (255)	255 (255)
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設		35 (33)	105 (103)	103 (101)
合計		1,945 (1,938)	4,191 (4,176)	3,887 (3,872)

注 1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可 (以下「法に基づく届出等」という。) を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を () に再掲した。

注 2) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）¹

	平成17年3月31日 現在の設置基数	新設	既設	14条 規模変更		廃止等	平成18年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数	鉱山保安法等関係法令施設 ⁵		
				2	3				平成17年 3月31日 現在の 設置基数	平成18年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数
	a	b	c	d	e	a+b+c+d-e	4			4	
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	31	0	0	-	0	31	14	0	0	0	
製鋼用電気炉	116	1	0	-	2	115	69	0	0	0	
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	0	0	-	0	7	7	2	2	1
	焼結炉	2	0	0	-	0	2		0	0	
	溶鉱炉	3	0	0	-	1	2		0	0	
	溶解炉	3	0	0	-	0	3		0	0	
	乾燥炉	2	0	0	-	1	1		1	1	
	小計	17	0	0	-	2	15		3	3	
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	20	1	0	-	1	20	236	0	0	0
	溶解炉	706	48	1	-	32	723		0	0	
	乾燥炉	57	2	0	-	3	56		0	0	
	小計	783	51	1	-	36	799		0	0	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,091	14	1	0	+1	21	1,086	3	3	19(7)
	2t/h以上～4t/h未満	1,545	20	0	-3	+3	37	1,528	1(1)	1(1)	
	2t/h未満	9,185	262	8	-9	+8	475	8,979	2(10)	20(10)	
	200kg/h以上～2t/h未満	3,185	45	3	-6	+3	124	3,106	12(6)	12(6)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	3,983	160	3	-2	+4	205	3,943	6(2)	6(2)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	1,402	36	1	-1	+0	93	1,345	2(2)	2(2)	
	50kg/h未満(0.5㎡以上)	615	21	1	0	+1	53	585	0	0	
	小計	11,821	296	9	-12	+12	533	11,593	24(11)	24(11)	
合計	12,768	348	10	-12	+12	573	12,553	9,265	27(11)	27(11)	20(7)

- 1 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。
- 3 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の（ ）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1）}

大気基準適用施設		平成18年3月31日現在の設置基数			
		(計)	別表第二 ^{注2)}	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注3)}	法施行後 設置 ^{注4)}
		a + b + c	a	b	c
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		31 (31)	29 (29)	-	2 (2)
製鋼用電気炉		115 (115)	104 (104)	8 (8)	3 (3)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		18 (15)	18 (15)	-	0 (0)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		799 (799)	651 (651)	-	148 (148)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	1,089 (1,086)	771 (770)	99 (97)	219 (219)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,529 (1,528)	1,175 (1,174)	121 (121)	233 (233)
	2 t/h未満 ^{注5)}	8,999 (8,979)	6,046 (6,037)	445 (440)	2,508 (2,502)
	小計	11,617 (11,593)	7,992 (7,981)	665 (658)	2,960 (2,954)
合計		12,580 (12,553)	8,794 (8,780)	673 (666)	3,113 (3,107)

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）¹

	平成17年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 b	既設 c	法・瀬戸 内法間の 移行 2 d	廃止等 3 e	平成18年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 4	鉱山保安法等関係法令施設 5			
								平成17年 3月31日 現在の 設置基数	平成18年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 4	
硫酸塩ハル（クロハル）又は亜硫酸ハル（ソファイトハル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	91	3	0	0	2	92	33	0	0	0	
カーボン法アクリルの製造の用に供するアクリル洗浄施設	53	0	0	2	0	53	41	0	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	9	7	0	0	0	16	5	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	6	0	0	6	3	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0	
カーボナムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0	
加酸エポキシ又はシロキサン樹脂の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	
4-加酸外酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	1	0	0	1	6	2	0	0	0	
2,3-シロキサン-1,4-エポキシの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
シリコンエポキシ樹脂の製造の用に供するシリカ誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、シリカ誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンエポキシ樹脂洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	77	5	0	0	4	78	38	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	19	0	0	0	3	16	5	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	1	224	0	0	225	6	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,237	43	2	0	60	2,222	1,085	13(5)	13(5)	9(4)
	灰の貯留施設	848	16	0	0	26	838	404	0	0	0
	小計	3,085	59	2	0	86	3,060	1,489	13(5)	13(5)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	125	37	0	0	2	160	18	0	0	0	
珪素類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	10	46	0	1	55	36	0	0	0	
下水道終末処理施設	255	4	1	-	5	255	219	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	101	5	2	0	5	103	33	2	2	2	
合計	3,872	132	281	2	109	4,176	1,938	15(5)	15(5)	11(4)	

1 ダイオキシン類対策特別措置法（法）に基づく届出及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内海法）に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 5 施設数欄及び事業場数欄の（ ）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 6 (1) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉					製鋼用電気炉					亜鉛回収施設									
	事業場数	16年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未済変更(e)	廃止(f)	17年度未施設数(a+b+c-e-f)	事業場数	16年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未済変更(e)	廃止(f)	17年度未施設数(a+b+c-e-f)	倍焼炉					
															事業場数	16年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	規模未済変更(e)	廃止(f)
北海道	1	1					1	3	3					3						
青森県								1	1					1	1					
岩手県																				
宮城県								1	2					2						
秋田県																				
山形県																				
福島県															1	2				2
茨城県	1	2					2	3	5					5	1					1
栃木県								2	3					3						
群馬県								1	1					1						
埼玉県								5	5					5						
千葉県	1	3					3													
東京都								2	3					3						
神奈川県								1	1					1						
新潟県								3	4					4						
富山県								1	1					1						
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県	1	3					3	4	12					12	1	1				1
三重県																				
滋賀県																				
京都府								3	4					4						
大阪府								1	1					1						
兵庫県	1	1					1	1	1					1						
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県								2	6					6						
岡山県																				
広島県	1	2					2													
山口県								4	11	1				12						
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県															1					
佐賀県								1	1					1						
長崎県																				
熊本県								1	1					1						
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県								1	1					1						
札幌市								1	1					1						
仙台市								2	3					3						
さいたま市																				
千葉市	1	2					2													
横浜市																				
川崎市	1	1					1	1	4					4						
静岡市																				
名古屋市								2	2					2						
京都市																				
大阪市								6	11				1	10						
神戸市																				
広島市																				
北九州市	2	3					3	2	3					3						
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市															1	1				1
宇都宮市								1	1					1						
川越市																				
船橋市								1	1					1						
横須賀市																				
相模原市																				
新潟市																				
富山市								1	2				1	1						
金沢市																				
長野市								1	2					2						
岐阜市																				
浜松市								1	1					1						
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
堺市								2	5					5						
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市								4	5					5	1	1				1
奈良市																				
和歌山市	1	2					2	1	2					2	1	1				1
岡山市																				
倉敷市	1	4					4	2	6					6						
福山市	1	5					5													
下関市																				
高松市								1	1					1						
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市	1	2					2													
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	14	31	0	0	0	0	31	69	116	1	0	0	2	115	7	7	0	0	0	7

1 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (2) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設																								
	焼結炉					溶鉱炉					溶解炉					乾燥炉									
	1 6 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 7 年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	1 6 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 7 年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	1 6 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 7 年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)							
北海道																									
青森県	1					1	1					1													
岩手県																									
宮城県																									
秋田県																									
山形県																									
福島県																									
茨城県																									
栃木県																									
群馬県																									
埼玉県																									
千葉県																									
東京都																									
神奈川県																									
新潟県																									
富山県																									
石川県																									
福井県																									
山梨県																									
長野県																									
岐阜県																									
静岡県																									
愛知県												1						1							
三重県																									
滋賀県																									
京都府																									
大阪府																									
兵庫県																									
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県																									
広島県																									
山口県																									
徳島県																									
香川県																									
愛媛県																									
高知県																									
福岡県							1					1						1							
佐賀県																									
長崎県																									
熊本県																									
大分県																									
宮崎県																									
鹿児島県																									
沖縄県																									
札幌市																									
仙台市																									
さいたま市																									
千葉市																									
横浜市																									
川崎市																									
静岡市																									
名古屋市																									
京都市																									
大阪市																									
神戸市																									
広島市																									
北九州市																									
福岡市																									
函館市																									
旭川市																									
秋田市																									
郡山市																									
いわき市	1					1						2						2							
宇都宮市																									
川崎市																									
船橋市																									
横須賀市																									
相模原市																									
新潟市																									
富山市																									
金沢市																									
長野市																									
岐阜市																									
浜松市																									
豊橋市																									
岡崎市																									
豊田市																									
堺市																									
高槻市																									
東大阪市																									
姫路市																									
奈良市																									
和歌山市																									
岡山市																									
倉敷市							1											1							
福山市																									
下関市																									
高松市																									
松山市																									
高知市																									
長崎市																									
熊本市																									
大分市																									
宮崎市																									
鹿児島市																									
合計	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	1	1

1 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (6) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																合 計											
	50kg/h未満 (0.5m以上)											小 計					事業場数	16年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変 (e)	廃止 (f)	17年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)			
	16年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変 (e)	廃止 (f)	17年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	16年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変 (e)	廃止 (f)	17年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)												
北海道	10						10	285	6							10	222	294	6						10	290		
青森県	16					1	15	187	5							12	180	150	190	5						12	183	
岩手県	5	4				2	7	178	6		6	6	1			10	173	179	6		6	6			1	12	173	
宮城県	4	1					5	141	5							1	145	127	145	5						1	149	
秋田県	3						3	95	2							1	96	67	95	2						1	96	
山形県	6						6	136	5							7	134	124	140	7						9	138	
福島県	7						7	150	3							3	147	112	182							5	177	
茨城県	19	1				5	15	435	33							20	448	394	477	34						22	489	
栃木県	10						10	231	5							7	229	200	296	7						8	295	
群馬県	17	1				2	16	209	11	1						10	211	174	219	11	1					10	221	
埼玉県	18	1				2	17	389	14							13	390	301	424	28						14	438	
千葉県	20	1				1	20	493	15							23	485	365	510	15						24	501	
東京都	31	1				4	28	373	8							8	373	235	376	8						8	376	
神奈川県	6					1	5	191	2							7	186	137	192	2						7	187	
新潟県	24					1	22	278	8							1	282	212	290	9				1		3	295	
富山県	4						4	104	4							7	101	101	149	5						8	146	
石川県	1						1	112	3							3	112	94	113	3						3	113	
福井県	8						8	137	2							6	133	120	152	4						9	147	
山梨県	6						6	109	1		1	1				1	109	83	114	1	1	1	1			1	115	
長野県	9						9	242	2							13	231	212	264	2						13	253	
岐阜県	15					3	12	296	1	1						7	291	249	299	1	1					8	293	
静岡県	19	3				1	21	404	12							24	392	268	499	16						30	485	
愛知県	20					3	17	362	7							18	351	313	504	14						23	495	
三重県	15						15	264	2	1						6	261	199	297	4	1					6	296	
滋賀県	12		1				13	180	4	1						8	177	140	195	7	1					8	195	
京都府								115	2							7	110	86	119	2						7	114	
大阪府	14					3	11	187	6							13	180	123	208	6						14	200	
兵庫県	19	1				2	18	354	6							10	350	303	364	6						10	360	
奈良県	3	1				1	3	187	10	2						4	195	146	187	10	2					4	195	
和歌山県	16					2	14	140	6							3	143	119	140	6						3	143	
鳥取県	3						3	114	4							7	111	91	114	4						7	111	
島根県	8					1	7	96	5							4	97	88	102	5						4	103	
岡山県	11					2	9	144	3							5	142	107	147	3						5	145	
広島県	20						20	206	7	2						10	205	150	211	7	2	2				10	210	
山口県	10				1		11	206	1		3	3				8	199	148	220	2		3	3			8	214	
徳島県	5					1	4	207	6							17	196	159	207	6						17	196	
香川県	9					1	8	140	3							5	138	121	141	3						5	139	
愛媛県	17						17	227	5							4	228	186	227	5						4	228	
高知県	5						5	136	3							1	138	125	136	3						1	138	
福岡県	26					6	20	354	3		1	1				33	324	316	373	10		1	1			36	347	
佐賀県	6						6	134	3							3	134	103	137	3						3	137	
長崎県	7						7	154	8							17	145	110	155	8						17	146	
熊本県	11	2					13	141	7							2	146	128	158	8						3	163	
大分県	3						3	66	3							6	69	56	66	3						6	69	
宮崎県								96	1							6	91	83	97	1						6	92	
鹿児島県	5	2					7	165	4							3	166	140	167	4						3	168	
沖縄県	4						4	117	6							19	104	73	118	6						19	105	
札幌市	3						3	33	3							3	33	16	34	3						3	34	
仙台市	1						1	34	1							3	34	26	37	1						3	37	
さいたま市	9					2	7	46	3							5	41	30	46	3						5	41	
千葉市	5						5	53	4							5	41	30	46	3						5	41	
横浜市	7						7	115	1							12	104	72	118	2						12	108	
川崎市	4	1					4	59	1							3	57	38	64	1						3	62	
静岡市	8						8	95	1							3	93	80	95	1						3	93	
名古屋市	11					1	10	67	5							5	62	56	89	6						6	83	
京都市								82	1							10	73	56	91	1						10	82	
大阪市								66	3							3	63	43	79	4						4	75	
神戸市	1						1	46	4							4	42	28	46	4						4	42	
広島市	4						4	83	3							7	76	56	85	7						7	78	
北九州市	2						2	62	1	1						1	63	44	73	1	1					1	74	
福岡市	1						1	30	1							3	27	17	30	1						3	27	
遠軽市								9								9	9	6	9								9	9
旭川市	3						3	13	3							13	10	13	13							13	13	
秋田市	1						1	17	1							17	14	18	18							17	18	
郡山市								24	1							1	23	17	24	1						1	23	
いわき市								33	1							1	33	26	38	1						1	38	
宇都宮市	1						1	22	1							23	17	23	1							23	24	
川越市	1						1	17	1							3	15	14	18	1						3	16	
船橋市								20	1							20	16	22	22			1	1			22	22	
横須賀市	5						5	18	1							2	17	8	18	1						2	17	
相模原市	2						2	32	2							2	30	21	32	2						2	30	
新潟市	2						2	76	1							2	75	53	76	1						2	75	
富山市	2						2	39	2							2	37	35	44	1						3	42	
金沢市	1						1	34	2							2	32	26	34	2						2	32	
長野市								29	2							2	27	23	29	2						2	27	
岐阜市	3					1	2	32	2							2	30	23	34	2						2	32	
浜松市	2						2	72	2							2	70	55	78	2						2	76	
豊橋市								19	1							1	19</											

表 - 7 (1) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	硫酸塩「 H_2SO_4 」又は亜硫酸「 H_2SO_3 」の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							か「 H_2O_2 」法 H_2O_2 の製造の用に供する H_2O_2 洗浄施設								
	事業場数	16年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	17年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数	16年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	17年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	6	19	1				1	19	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									2	7						7
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	2						2								
静岡県	6	10					1	9								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	10						10								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	2						2	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県	1	2						2	1	1						1
広島県	1	2						2	1	1						1
山口県									1	3						3
徳島県	1	4	2					6								
香川県									2	2						2
愛媛県	1	2						2								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	6						6								
鹿児島県	1	1						1	1	1						1
沖縄県									1	1						1
札幌市																
仙台市																
さいたま市									1	1						1
千葉市									1	3						3
横浜市																
川崎市									1	1						1
静岡市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市									1	1			1	1		1
北九州市									2	2						2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市	1	3						3	1	1						1
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市									2	5						5
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市									2	2						2
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
奈良市																
和歌山市									1	1						1
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市									1	1						1
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	33	91	3	0	0	0	2	92	41	53	0	0	1	1	0	53

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (2) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	硫酸カリの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数	16年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	廃止 (f)	17年度未施設数 (a+b+c-f)	事業場数	16年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	廃止 (f)	17年度未施設数 (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	1	1					2
東京都																
神奈川県																
新潟県									1	4	5					9
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1		1					1
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
静岡市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横浜国立大																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9	7	0	0	0	0	16

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (3) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガス処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニル ¹⁾ の製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設								
	事業場数	16年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	廃止 (f)	17年度未施設数 (a+b+c-f)	事業場数	16年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	廃止 (f)	17年度未施設数 (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	9						9
茨城県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1			2				2								
東京都																
神奈川県	1			2				2								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県									2	9						9
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
静岡市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
秋田市																
都市市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市	1			2				2								
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市									1	4						4
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	3	0	0	6	0	0	0	6	6	32	0	0	0	0	0	32

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (4) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	カドミウムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 ソルベント分離施設、廃ガス洗浄施設							カドミウム又は鉛の製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県										2						2
愛知県	1		3					3								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
静岡市																
名古屋市	1		2					2								
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
秋田市																
都市市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横浜国立市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2		5	0	0	0	0	5	1	4	0	0	0	0	0	4

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (5) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	4-カロワハ酸水素トリメルの製造の用に供する る過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジカロワハ酸-1,4-ナフチノの製造の用に供する る過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法か ら瀬法 への移 行 (d2)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法か ら瀬法 への移 行 (d2)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	3	1				1	3		3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
静岡市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	6	1	0	0	0	1	6	0	3	0	0	0	0	0	3

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (6) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	ｼﾝｸﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄの製造の用に供するｺﾞﾙﾀ誘導体分離施設、選元誘導体分離施設、ｺﾞﾙﾀ誘導体洗浄施設、選元誘導体洗浄施設、ｼﾝｸﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設							ﾌﾟﾘﾝﾄ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数	16年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	廃止 (f)	17年度未施設数 (a+b+c-f)	事業場数	16年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から法への移行 (d1)	法から瀬法への移行 (d2)	廃止 (f)	17年度未施設数 (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2						2
茨城県									2	4						4
栃木県									2	4					1	3
群馬県																
埼玉県									1	3					2	1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県									7	12						12
石川県																
福井県									2	8						8
山梨県																
長野県																
岐阜県									1	1						1
静岡県									6	18	1					19
愛知県									2	3						3
三重県									1	1	1					2
滋賀県									4	3	2					5
京都府																
大阪府																
兵庫県										1					1	
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県	1		7					7		1						1
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市									1	2						2
川崎市																
静岡市																
名古屋市									1	4						4
京都市									1	4						4
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
秋田市									1	1						1
都市市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1		1					1
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	2						2
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	2						2
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	0	7	38	77	5	0	0	0	4	78

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未測定」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (7) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	垂鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち 過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県		1	2					2								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県		1	4					4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									3			48				48
千葉県																
東京都																
神奈川県									1			10				10
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2		1	166				167
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県		1	1					1								
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県		1	3					3								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
静岡市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市		1	6					6								
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市			3					3								
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計		5	19	0	0	0	0	3	16	6	0	1	224	0	0	225

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未測定」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (8) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

事業場数	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設							灰の貯留施設									
	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から 法への移行 (d1)	法から 瀬法への移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法から 法への移行 (d1)	法から 瀬法への移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	20	34	6				2	38	8	9	3						12
青森県	16	30	1					31	3	10							10
岩手県	6	7	1					7	1	1							1
宮城県	1	5		1				6									4
秋田県	1	1						1	4	4							4
山形県	15	15						15	8	8							8
福島県	15	35					1	34	19	25							25
茨城県	37	70	2					72	13	15							15
栃木県	5	10					1	9	6	9							9
群馬県	6	9		1			1	9	9	10							10
埼玉県	71	141	1					142	20	54						4	50
千葉県	43	101					1	100	15	39							39
東京都	31	140	4				1	143	20	81	8						89
神奈川県	17	51						51	7	28							28
新潟県	18	23	2					25	16	19							19
富山県	8	29						29	2	5							5
石川県	4	4	1					5	7	8							8
福井県	11	28						28	5	8							8
山梨県	10	13						13	4	4							4
長野県	36	85						85		26							26
岐阜県	37	48						48									
静岡県	43	72	2				1	73	6	16						1	15
愛知県	35	63	1				1	63	17	25						1	24
三重県	24	40						40	6	7							7
滋賀県	6	12						12	4	4	1						5
京都府	5	10					1	9	7	8							8
大阪府	40	116	4				3	117	2	20	1						21
兵庫県	35	67					1	66	35	41							41
奈良県	26	27						27	6	6							6
和歌山県	8	9						9	15	18							18
鳥取県	5	13						13	9	16							16
島根県	19	20	1				1	20	1	3	1						4
岡山県	23	56	1				2	55	7	14						1	13
広島県	18	23	3				1	25	5	5							5
山口県	16	27					1	26	3	3							3
徳島県	18	38	1				3	36	6	7							7
香川県	10	10						10	6	16						3	13
愛媛県	5	4	1					5	2	2							2
高知県	10	14					1	13									
福岡県	31	49						49	9	24						3	21
佐賀県	9	15					1	14	5	5							5
長崎県	10	19					3	16	5	6							6
熊本県	2	2	2					4	2	3							3
大分県	1	1						1									
宮崎県	1	2					1	1									
鹿児島県																	
沖縄県	17	24					2	22	8	9							9
札幌市	1	7						7	4	8							8
仙台市	6	10						10	3	3							3
さいたま市	6	10					2	8	3	6							6
千葉市	5	19						19	3	11							11
横浜市	6	21					3	18	9	23						4	10
川崎市	16	39					1	38	4	5						1	4
静岡市	7	11					1	10	3	3							3
名古屋市	4	21						21	1	5							5
京都市	7	15					1	14		6						1	5
大阪市	9	31	1				1	31		12						1	11
神戸市	7	17					1	16	2	8							8
広島市	20	43					3	40	1	10						1	9
北九州市	12	33						33	7	25							25
福岡市	4	19					2	17	1	6						1	5
函館市																	
旭川市																	
秋田市	4	9						9	1	2							2
郡山市	1	1						1	2	2							2
いわき市	7	18						18									
宇都宮市	5	12						12		4							4
川越市	4	7					3	4	2	6							6
船橋市									2	2							2
横須賀市	3	12	1					13	1	5							5
相模原市	12	28						28		7							7
新潟市	9	13						13	1	5							5
富山市	4	5	3					8	1	1							1
金沢市	2	4						4	1	1							1
長野市	11	16					1	15	1	1							1
岐阜市	4	4						4									
浜松市	4	12						12		1							1
豊橋市	1	3						3	3	4							4
岡崎市	6	7						7	1	1							1
豊田市	2	5					1	4	4	5							5
堺市	8	11					1	10	5	6	2					2	6
高槻市	2	12						12		3							3
東大阪市	1	18	1				6	13									
姫路市	9	19	4				1	22	1	11							11
奈良市	3	4						4	1	2							2
和歌山市	3	4						4		2							2
岡山市	8	10						10	2	4						1	3
倉敷市	12	35					1	34	3	5							5
福山市	8	15						15		1							1
下関市		2						2									
高松市	3	3						3	1	2							2
松山市	1	3						3									
高知市	2	3						3	1	2							2
長崎市	6	9						9		2							2
熊本市	4	2						2	2	2							2
大分市	4	18					1	17		3							3
宮崎市	2	2						2		2							2
鹿児島市	1	2						2		2							2
合計	1085	2237	43	2	0	0	60	2222	404	848	16	0	0	0	0	26	838

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (9) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの							廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設									
	事業場数	小計						事業場数	小計								
		16年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	規模未変更(e)		廃止(f)	17年度未施設数(a+b+c-e-f)	16年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	瀬法から法への移行(d1)	法から瀬法への移行(d2)	廃止(f)	17年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	28	43	9				2	50	1	1	36				1	36	
青森県	19	40	1					41									
岩手県	7	8						8									
宮城県	1	5		1				6									
秋田県	5	5						5									
山形県	23	23						23	1	26						26	
福島県	34	60					1	59									
茨城県	50	85	2					87									
栃木県	11	19					1	18									
群馬県	15	18		1			1	19									
埼玉県	91	195	1				4	192									
千葉県	58	140					1	139	1	2						2	
東京都	51	221	12				1	232	1	3						3	
神奈川県	24	79						79									
新潟県	34	42	2					44		1						1	
富山県	10	34						34		1					1		
石川県	11	12	1					13									
福井県	16	36						36									
山梨県	14	17						17									
長野県	36	111						111									
岐阜県	37	48						48									
静岡県	49	88	2				2	88									
愛知県	52	88	1				2	87	2	2						2	
三重県	30	47						47									
滋賀県	10	16	1					17									
京都府	12	18					1	17									
大阪府	42	136	5				3	138									
兵庫県	70	108					1	107									
奈良県	32	33						33									
和歌山県	23	27						27									
鳥取県	14	29					1	29									
島根県	20	23	2					24									
岡山県	30	70	1				3	68									
広島県	23	28	3				1	30	1		1					1	
山口県	16	30					1	29									
徳島県	24	45	1				3	43									
香川県	16	26					3	23									
愛媛県	7	6	1					7									
高知県	10	14					1	13									
福岡県	40	73					3	70									
佐賀県	14	20						19									
長崎県	15	25					3	22									
熊本県	4	5	2					7									
大分県	1	1						1									
宮崎県	1	2					1	1									
鹿児島県																	
沖縄県	25	33					2	31									
札幌市	5	15						15									
仙台市	9	13					2	13									
さいたま市	9	16						14									
千葉市	8	30					7	30	1	1						1	
横浜市	9	44					7	37	1	1						1	
川崎市	20	44					2	42	1	29						29	
静岡市	10	14					1	13									
名古屋市	5	26						26	1	1						1	
京都市	7	21					2	19									
大阪市	9	43	1				2	42	2	5						5	
神戸市	9	25					1	24									
広島市	21	53					4	49	1	1						1	
北九州市	19	58						58	1	8						8	
福岡市	5	25					3	22									
函館市																	
旭川市																	
秋田市	5	11						11									
郡山市	3	3						3									
いわき市	7	18						18									
宇都宮市	5	16						16									
川越市	6	13					3	10									
船橋市	2	2						2									
横須賀市	4	17	1					18									
相模原市	12	35						35									
新潟市	10	18						18									
富山市	5	6	3					9	1	1						1	
金沢市	3	5						5									
長野市	12	17					1	16									
岐阜市	4	4						4									
浜松市	4	13						13									
豊橋市	4	7						7									
岡崎市	7	8						8									
豊田市	6	10					1	9	1	40						40	
堺市	13	17	2				3	16									
高槻市	2	15						15									
東大阪市	1	18	1				6	13									
姫路市	10	30	4				1	33									
奈良市	4	6						6									
和歌山市	3	6						6									
岡山市	10	14					1	13									
倉敷市	15	40					1	39									
福山市	8	16						16									
下関市		2						2									
高松市	4	5						5									
松山市	1	3						3									
高知市	3	5						5									
長崎市	6	11						11	1	2						2	
熊本市	2	4						4									
大分市	4	21					1	20									
宮崎市	1	4						4									
鹿児島市	2	5						5									
合計	1489	3095	59	2	0	0	0	96	3060	18	125	37	0	0	0	2	160

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を併録してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1 0) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	70L類の破壊の用に供する施設のうちアゾマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設							
	事業場 数	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数	16年度 未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	廃止 (f)	17年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県								2	1	1				2
秋田県								1	1					1
山形県								1	1					1
福島県								5	4	4				4
茨城県	2		2	3				1	3	2	1			3
栃木県	1		1					4	4	6				6
群馬県	3			4				5	10	10				10
埼玉県	9			1				1	3	3				3
千葉県	1			1				21	21	21				21
東京都								1	12	17				17
神奈川県	1			1				2	3	3				3
新潟県								1	1	1				1
富山県	1			2				1	1	1				1
石川県								1	1	1				1
福井県								1	1	1				1
山梨県								1	1	1				1
長野県				1				2	2	2				2
岐阜県	2			3				3	3	3				3
静岡県	1			1				1	2	2				2
愛知県	3			4				8	7	7	1			8
三重県								2	2	2				2
滋賀県	1			1				2	2	2				2
京都府								2	2	2				2
大阪府	1			1				14	14	14				14
兵庫県								9	10			1		9
奈良県								1	2					2
和歌山県								4	4					4
鳥取県								1	1	1				1
島根県								1	1	1				1
岡山県								1	1	1				1
広島県	1			2				2	1	2				2
山口県								3						
徳島県								1	1	1				1
香川県	2			3				2	2	2				2
愛媛県								1	1	1				1
高知県								2	2	2				2
福岡県	1			2				2	2	2				2
佐賀県								2	2	2				2
長崎県								4	4	4				4
熊本県								1	1	1				1
大分県								1	1	1				1
宮崎県								1	1	1				1
鹿児島県								1	1	1				1
沖縄県	1			1				4	4	4				4
札幌市								2	2	2				2
仙台市								2	2	2				2
さいたま市								2	4					4
千葉市								6	22					22
横浜市								2	4	4				4
川崎市								2	6	6				6
静岡市	1			2				5	6	6		2		4
名古屋市				1			1	4	4	4		1		5
京都市								4	4	4				4
大阪市								8	9			1		8
神戸市								5	5	5				5
広島市								5	7					7
北九州市	1			2				3	4	4				4
福岡市								3	3	3				3
函館市								1	1	1				1
旭川市								1	1	1				1
秋田市								2	2	2				2
旭川市								1	1	1				1
いわき市								1	1	1				1
宇都宮市								1	1	1				1
川越市								2	2	2				2
船橋市								2	2	2				2
横須賀市								2	2	2				2
相模原市								1	1	1				1
新潟市	1			1				1	1	1				1
富山市	1			1				2	1	1	1			2
金沢市								1	1	1				1
長野市								3	3	3				3
岐阜市								2	2	2				2
浜松市	1			2				2	2	2				2
豊橋市								1	1	1				1
岡崎市								1	1	1				1
豊田市								2	2	2				2
堺市	2			2				2	2	2				2
高槻市								1	3	1				4
東大阪市								2	2	2				2
姫路市	1			2				2	2	2				2
奈良市								2	2	2				2
和歌山市								1	1	1				1
岡山市								1	1	1				1
倉敷市								1	1	1				1
福山市								1	1	1				1
下関市	1			1				1	1	1				1
高松市								1	1	1				1
松山市								2	1	1				1
高知市	1			2				2	2	2				2
長崎市								1	1	1				1
熊本市								1	1	1				1
大分市								1	1	1				1
宮崎市	1			2				2	1	1				1
鹿児島市								1	1	1				1
合計	36	0	10	46	0	0	1	55	219	255	4	1	5	255

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1 1) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計										
	事業場数	16年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	濾法から法への移行(df)	法から濾法への移行(dz)	廃止(f)	17年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数	16年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	濾法から法への移行(df)	法から濾法への移行(dz)	規模未変更(e)	廃止(f)	17年度未施設数(a+b+c-e-f)
北海道								42	70	46						4	112
青森県								23	51	1							52
岩手県		1					1	9	11								11
宮城県								6	13	1	1						15
秋田県								5	5								5
山形県								25	50								50
福島県		1					1	38	73	1					2	72	
茨城県								60	103	4	3						110
栃木県								18	28		2					2	26
群馬県								23	28			5				1	30
埼玉県								109	209	1	53					6	257
千葉県	4	5					5	71	153	1	3					1	156
東京都								73	245	12						1	256
神奈川県				2			2	40	97		15						112
新潟県	5	59	3				4	58	42	113	10					4	119
富山県								23	53			2				1	54
石川県								11	12	1							13
福井県								19	45								45
山梨県								15	18								18
長野県								39	115	1							116
岐阜県								44	54	3							57
静岡県		1					1	68	126	4	167					3	294
愛知県		1					1	72	109	1	5					2	113
三重県	1	2					2	36	68	1							69
滋賀県								17	21	3	1						25
京都府								15	21							1	20
大阪府								57	150	5	1					3	153
兵庫県								82	126							3	123
奈良県								33	35								35
和歌山県	1	1					1	24	28								28
鳥取県								19	37								37
島根県	1	1					1	23	26	2						1	27
岡山県	2	4					4	37	87	1						3	85
広島県								27	31	6						1	36
山口県								18	35							1	34
徳島県	2	4					4	29	62	3						3	62
香川県								21	28	1	3					3	29
愛媛県								8	8	1							9
高知県								10	14							1	13
福岡県	1	1					1	43	78							3	75
佐賀県								15	20		2					1	21
長崎県								18	28							3	25
熊本県								5	6	2							8
大分県								1	1								1
宮崎県								3	9							1	8
鹿児島県								2	2								2
沖縄県	1	2					1	28	36		1					3	34
札幌市								9	19								19
仙台市								11	15								15
さいたま市								9	16							2	14
千葉市	1	1					1	13	37								37
横浜市	2	2					2	20	74							7	67
川崎市	1		1				1	24	77	1						2	76
静岡市								15	21		2					3	20
名古屋市								13	39		1					2	38
京都市								12	29							2	27
大阪市								19	57	1						3	55
神戸市								14	30							1	29
広島市								28	62			1	1			4	58
北九州市		1					1	26	73		2						75
福岡市								8	28							3	25
函館市								1	1								1
旭川市								2	4								4
秋田市								9	15								15
都市市	1	1					1	5	5								5
いわき市								1	10	28							28
宇都宮市	1	1					1	6	17								17
川越市								6	13							3	10
船橋市								2	2								2
横須賀市								6	19	1							20
相模原市	1	1					1	13	36								36
新潟市		1					1	15	24		3						27
富山市	2	1	1				2	11	9	6							15
金沢市								4	6								6
長野市								15	20							1	19
岐阜市								6	6								6
浜松市								9	20		2						22
豊橋市								5	8								8
岡崎市	1	1					1	9	10								10
豊田市								8	50	1						1	50
堺市								19	21	2	2					3	22
高槻市								3	18	1							19
東大阪市								3	20	1						6	15
姫路市								15	35	4	2					1	40
奈良市								4	6								6
和歌山市	1	1					1	7	10								10
岡山市								11	15							1	14
倉敷市		1					1	17	49							4	45
福山市								9	17								17
下関市								3	5		1						6
高松市								5	6								6
松山市								1	3								3
高知市	1	1					1	6	7		2						9
長崎市	1	1					1	8	14								14
熊本市								4	6								6
大分市	2	3					3	7	25							1	24
宮崎市								2	5								4
鹿児島市								5	6			2					8
合 計	33	101	5	2	0	0	5	103	1930	3872	132	281	1	1	0	109	4178

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「濾法から法への移行」、「法から濾法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 4 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 8 (1) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設											廃棄物焼却炉				
	焙焼炉			焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上		
	17年度末 事業場数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 事業場数	17年度末 施設数	16年度末 施設数
北海道														1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県														2(1)		
茨城県																
栃木県														1	2	2
群馬県														1		
埼玉県																
千葉県																
東京都														1(1)		
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県														1		
福井県														2(2)		
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府														1(1)		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県														2		
香川県																
愛媛県	1	2	2							1	1	3	3	1		
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県														2		
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市														1		
横浜市														1(1)		
川崎市																
静岡市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市														1(1)		
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市														1	1	1
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	19(7)	3	3

1 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 8 (2) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉										合 計				
	2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		小計		17年度末		16年度末
	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	17年度末 施設数	16年度末 施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道					1	1					1	1	1	1	1
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県			2(1)	2(1)							2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
茨城県															
栃木県											2	2	1	2	2
群馬県					1	1					1	1	1	1	1
埼玉県															
千葉県															
東京都			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県					1	1					1	1	1	1	1
福井県			2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)			6(6)	6(6)	2(2)	6(6)	6(6)
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県			1	1	1	1					2	2	2	2	2
香川県															
愛媛県			1	1							1	1	2	4	4
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県			2	2							2	2	2	2	2
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市			1	1							1	1	1	1	1
横浜市			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市															
静岡市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1(1)	1(1)									1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
宇都宮市															
川崎市															
船橋市															
横須賀市															
相模原市															
新潟市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
浜松市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
堺市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市															
岡山市															
倉敷市											1	1	1	1	1
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	1(1)	1(1)	12(6)	12(6)	6(2)	6(2)	2(2)	2(2)	0	0	24(11)	24(11)	20(7)	27(11)	27(11)

1 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	17年度末		16年度末	17年度末		16年度末	17年度末		16年度末	17年度末		16年度末	17年度末		16年度末
事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県									1	1	1	1	1	1	
山形県															
福島県	2(1)	3(1)	3(1)				2(1)	3(1)	3(1)			2(1)	3(1)	3(1)	
茨城県															
栃木県	1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	2	
群馬県	1	2	2				1	2	2			1	2	2	
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)			1(1)	1(1)	1(1)	
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3			2	3	3	
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)			1(1)	1(1)	1(1)	
川崎市															
静岡市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1(1)	2(2)	2(2)				1(1)	2(2)	2(2)			1(1)	2(2)	2(2)	
宇都宮市															
川崎市															
船橋市															
相模原市															
新潟市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
浜松市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
堺市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市															
岡山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	9(4)	13(5)	13(5)	0	0	0	9(4)	13(5)	13(5)	2	2	2	11(4)	15(5)	15(5)

1 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 10 (1) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉					亜鉛回収施設										
				17年度未施設数 (a+b+c)		別表第一		焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉		
	17年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	17年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (b)	別表第一 (c)	17年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	17年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	17年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)	17年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)	別表第一 (c)
北海道	1	1		3	3														
青森県				1	1														
岩手県																			
宮城県				2		2													
秋田県																			
山形県																			
福島県								2	2										
茨城県	2	2		5	3	2		1	1										
栃木県				3	3														
群馬県				1	1														
埼玉県				5	5														
千葉県	3	3																	
東京都				3	3														
神奈川県				1	1														
新潟県				4	4														
富山県				1	1														
石川県																			
福井県																			
山梨県																			
長野県																			
岐阜県																			
静岡県																			
愛知県	3	3		12	12			1	1								1	1	
三重県																			
滋賀県																			
京都府				4	3			1											
大阪府																			
兵庫県	1	1		1	1														
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県				6	6														
岡山県																			
広島県	2	2																	
山口県				12	10		2												
徳島県																			
香川県																			
愛媛県																			
高知県																			
福岡県													1	1					
佐賀県				1	1														
長崎県																			
熊本県				1	1														
大分県																			
宮崎県																			
鹿児島県																			
沖縄県				1	1														
札幌市				1	1														
仙台市				3	3														
さいたま市																			
千葉市	2	1	1																
横浜市																			
川崎市	1	1		4	4														
静岡市																			
名古屋市				2	2														
京都市																			
大阪市				10	9	1													
神戸市																			
広島市																			
北九州市	3	3		3	3														
福岡市																			
函館市																			
旭川市																			
秋田市																			
郡山市																			
いわき市								1	1				1	1				2	2
宇都宮市				1		1													
川越市																			
船橋市				1		1													
楮原市																			
相模原市																			
新潟市																			
富山市				1		1													
金沢市																			
長野市																			
岐阜市				2	2														
浜松市																			
豊橋市				1	1														
岡崎市																			
豊田市																			
堺市				5	5														
高槻市																			
東大阪市																			
姫路市				5	5			1	1										
奈良市																			
和歌山市	2	2		2	2			1	1										
岡山市																			
倉敷市	4	4		6	6														
福山市	5	4	1																
下関市																			
高松市				1	1														
松山市																			
高知市																			
長崎市																			
熊本市																			
大分市	2	2																	
宮崎市																			
鹿児島市																			
合計	31	29	2	115	104	8	3	7	7	0	2	2	0	2	2	0	3	3	0

表 - 10 (2) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・法 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設																	
	乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計								
	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)						
北海道																								
青森県				2		2																		
岩手県																								
宮城県																								
秋田県																								
山形県																								
福島県				2		2	1		1	25		23	2		2	28		2						
茨城県				1		1				30		30	2		2	33		33						
栃木県										60		57	3		3	63		4						
群馬県										7		4	3		1	9		5						
埼玉県										39		24	15		4	43		17						
千葉県										11		11			2	13		26						
東京都																								
神奈川県																								
新潟県										9		5	4			9		4						
富山県										44		41	3			44		3						
石川県										1		1				1		1						
福井県										13		10	3		1	14		3						
山梨県										5		5			1	6		6						
長野県										19		8	11		3	22		12						
岐阜県										2		2			2			2						
静岡県										82		68	14		6	93		17						
愛知県				2		2	7		5	110		83	27		10	127		31						
三重県							1		1	31		25	6		3	35		7						
滋賀県										17		13	4		1	18		14						
京都府										4		2	2			4		2						
大阪府										13		13			3	16		1						
兵庫県										8		8				8		8						
奈良県																								
和歌山県																								
鳥取県																								
島根県																								
岡山県										3		3				3		3						
広島県										3		3				3		3						
山口県										3		2	1			3		1						
徳島県																								
香川県										1		1				1		1						
愛媛県																								
高知県																								
福岡県	1		1	2		2				18		11	7		3	21		9						
佐賀県										2		2				2		2						
長崎県										1		1				1		1						
熊本県										15		11	4		1	16		4						
大分県																								
宮崎県										1		1				1		1						
鹿児島県										2		1	1			2		1						
沖縄県																								
札幌市																								
仙台市																								
さいたま市																								
千葉市																								
横浜市										3		2	1		1	4		3						
川崎市																								
静岡市																								
名古屋市										19		18	1			19		1						
京都市										8		8			1	9		9						
大阪市										2		2				2		2						
神戸市										1		1			1	2		2						
広島市										1		1			1	2		2						
北九州市							1		1	4		3	1			5		2						
福岡市																								
函館市																								
旭川市																								
秋田市										1		1				1		1						
郡山市																								
いわき市				4		4				1			1			1		1						
宇都宮市																								
川越市										1		1				1		1						
船橋市										1			1			1		1						
橈原市																								
相模原市																								
新潟市																								
富山市										2			2		2	4		4						
金沢市																								
長野市																								
岐阜市																								
浜松市										6		6				6		6						
豊橋市										5		4	1			5		1						
岡崎市										1		1				1		1						
豊田市										31		23	8		4	35		10						
堺市										6		6			1	7		7						
高槻市																								
東大阪市																								
姫路市				1		1			2	14		14				16		16						
奈良市										1			1			1		1						
和歌山市				1		1																		
岡山市																								
倉敷市									1	8		8				9		9						
福山市																								
下関市										12		12				12		12						
高松市										1		1				1		1						
松山市										1		1				1		1						
高知市																								
長崎市																								
熊本市																								
大分市										2		2				2		2						
宮崎市																								
鹿児島市										2		2				2		2						
合計	1		1	0	15		15	0	20	15		5	723		596	127		56	40	16	799		651	148

表 - 10 (3) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・法 - 都道府県・政令市別)

17年度未施設数 (a+b+c)	廃棄物焼却炉																			
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満			
	17年度未施設数 (a)	別表第一 法施行前設置 (b)	別表第一 法施行後設置 (c)	17年度未施設数 (a+b+c)	別表第一 法施行前設置 (b)	別表第一 法施行後設置 (c)	17年度未施設数 (a)	別表第一 法施行前設置 (b)	別表第一 法施行後設置 (c)	17年度未施設数 (a+b+c)	別表第一 法施行前設置 (b)	別表第一 法施行後設置 (c)	17年度未施設数 (a)	別表第一 法施行前設置 (b)	別表第一 法施行後設置 (c)	17年度未施設数 (a+b+c)	別表第一 法施行前設置 (b)	別表第一 法施行後設置 (c)		
北海道	18	10	8	28	22	2	4	118	93	5	20	84	35	6	43	23	17	1	5	
青森県	15	12	3	30	17	8	5	37	32	2	3	69	27	6	36	14	6	8		
岩手県	6	2	3	26	13	9	4	38	16	15	7	81	44	3	34	15	9	6		
宮城県	6	3	3	28	26	2	2	33	29	4	4	67	28	39	6	3	3			
秋田県	1	1	1	18	14	4	4	51	42	3	6	22	9	13	1	1	1			
山形県	7	5	1	11	6	5	29	17	3	9	68	31	1	36	13	8	5			
福島県	3	3	3	32	30	2	61	53	3	5	23	20	3	21	14	7	7			
茨城県	24	13	2	63	47	8	8	90	70	8	12	219	91	128	37	22	15			
栃木県	12	10	2	30	24	2	4	57	51	6	6	98	59	39	22	11	11			
群馬県	17	17	3	31	28	3	57	43	4	10	58	31	27	32	16	16	16			
埼玉県	42	25	4	82	80	2	103	94	2	7	55	42	13	91	32	3	56			
千葉県	53	38	1	79	63	3	13	92	71	6	15	195	81	114	46	31	15			
東京都	122	80	16	26	46	29	1	16	46	36	7	3	64	44	20	67	40	27		
神奈川県	29	25	1	3	35	33	1	1	43	33	6	4	49	37	1	11	25	13	4	8
新潟県	8	6	2	53	46	2	5	73	62	4	7	90	42	3	45	36	25	1	10	
富山県	7	1	6	15	12	3	22	16	1	5	43	27	16	10	10	10	10	10		
石川県	6	6	6	15	13	2	30	26	4	54	33	21	12	10	2	2				
福井県	6	6	6	15	15	9	36	26	5	5	54	28	1	25	14	14	14			
山梨県	3	3	3	24	15	9	30	28	1	1	36	19	17	10	9	1	1			
長野県	7	7	7	30	29	1	86	75	4	7	78	50	28	21	13	8	8			
岐阜県	2	2	2	39	21	4	14	71	58	6	6	111	106	1	5	56	51	5	5	
静岡県	29	23	2	4	55	43	7	5	109	91	5	13	130	92	38	48	29	19	7	
愛知県	46	37	4	5	52	42	3	7	110	92	8	10	94	73	21	32	25	7	4	8
三重県	16	10	2	4	43	23	11	9	68	39	26	3	94	67	3	24	25	20	5	5
滋賀県	5	3	2	31	26	1	4	48	36	12	63	41	22	17	12	5	5	5		
京都府	7	3	4	13	13	34	31	3	47	25	22	9	8	1	1					
大阪府	39	30	1	8	37	29	2	6	53	41	5	7	28	20	8	12	11	1	1	
兵庫県	29	23	1	5	41	35	1	5	86	73	8	5	135	104	31	41	35	6	6	
奈良県	5	4	1	26	19	7	48	43	5	98	43	55	15	10	5	5	5			
和歌山県	5	5	5	12	10	2	44	37	2	5	51	26	25	22	21	1	1			
鳥取県	5	5	5	7	3	3	1	39	34	2	3	49	30	19	8	7	1	1		
島根県	6	3	3	6	5	1	42	27	9	6	33	17	2	14	3	2	1	1		
岡山県	5	5	5	13	13	48	42	4	2	55	40	15	12	12	2	2				
広島県	8	3	5	21	19	2	63	50	6	7	80	56	24	13	11	2	2			
山口県	13	11	2	27	18	1	8	61	45	5	11	57	45	12	30	29	1	1		
徳島県	3	2	1	23	20	3	52	6	40	6	95	59	36	19	14	5	5			
香川県	7	4	3	8	6	2	38	33	2	3	55	26	29	22	17	5	5			
愛媛県	8	8	8	21	11	5	5	56	46	9	1	89	51	38	37	29	8	8		
高知県	14	8	2	4	14	8	2	4	38	29	5	4	66	37	29	15	12	3	3	
福岡県	18	15	3	35	30	5	71	54	7	10	120	87	33	60	58	2	2			
佐賀県	4	4	4	14	12	2	51	42	3	6	50	32	18	9	6	3	3			
長崎県	8	2	3	3	14	10	4	70	51	7	12	38	18	20	8	6	2	2		
熊本県	1	1	1	26	22	4	45	40	5	48	12	8	28	13	6	4	3	3		
大分県	1	1	1	13	11	2	23	22	1	20	11	9	9	8	1	1				
宮崎県	8	5	2	11	10	1	28	25	1	2	40	14	26	4	2	2				
鹿児島県	5	2	3	25	19	2	4	46	33	1	12	72	37	35	16	11	5	5		
沖縄県	5	2	3	22	19	3	35	12	3	20	30	7	23	8	2	6	6			
札幌市	9	6	3	8	5	1	2	4	3	1	5	2	3	4	4	4	4			
仙台市	10	6	4	7	5	2	5	3	2	10	7	3	1	1	1	1				
さいたま市	13	13	1	1	1	8	7	1	3	2	1	9	3	6	3	3				
千葉市	14	8	2	4	4	8	6	2	17	9	8	9	6	3	3	3				
横浜市	24	19	4	1	5	4	1	17	12	2	3	19	16	3	32	29	3	3		
川崎市	21	16	5	7	3	3	1	15	11	4	2	2	8	3	5	5				
静岡市	9	8	1	4	2	2	17	11	4	2	36	29	7	19	13	6	6			
名古屋市	14	12	2	1	1	5	4	1	22	8	8	6	10	6	3	1	1			
京都市	18	12	3	3	1	14	11	2	1	20	18	2	20	18	2	2	2			
大阪市	30	23	3	4	5	1	14	11	2	1	6	3	3	8	7	1	1			
神戸市	18	18	3	3	3	3	3	3	3	13	9	4	4	4	4	4	4			
広島市	9	6	3	7	5	2	36	25	2	9	19	14	5	1	1	1				
北九州市	22	16	6	5	5	22	17	5	11	9	2	1	1	1	1	1				
福岡市	9	6	3	4	3	1	5	5	8	5	3	3	2	1	1	1				
函館市	3	1	2	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	1	1	1				
旭川市	2	2	3	3	2	1	1	1	1	4	2	2	2	1	1	1				
秋田市	4	1	3	2	1	1	7	7	3	2	1	1	1	1	1	1				
郡山市	5	5	2	1	1	1	2	2	8	6	2	6	4	2	2	2				
いわき市	13	8	4	1	5	2	3	6	5	1	7	6	1	2	2	2				
宇都宮市	5	2	3	6	5	1	6	3	1	2	3	3	2	2	2	2				
川越市	2	2	3	2	1	2	1	2	1	1	4	1	3	3	1	2	2			
船橋市	8	8	2	2	2	2	7	7	3	4	3	4	3	2	1	1				
橋本	5	4	1	3	3	1	1	1	2	2	1	2	1	1	1	1				
相模原市	7	7	1	1	1	13	13	3	3	3	3	4	2	2	2	2				
新潟市	9	8	1	11	7	2	17	15	1	1	24	14	10	12	9	3	3			
富山市	1	1	1	1	1	10	8	2	16	7	9	7	4	3	4	3	3			
金沢市	5	5	2	2	2	7	5	2	10	7	3	7	5	2	2	2				
長野市	3	3	1	1	1	11	11	9	5	4	3	3	3	3	3	3				
岐阜市	5	5	6	5	1	5	5	8	6	2	4	4	4	4	4	4				
浜松市	4	4	11	10	1	20	18	2	25	22	3	8	8	8	8	8				
豊橋市	3	1	2	3	3	6	3	1	2	6	3	3	1	1	1	1				
岡崎市	5	5	12	10	1	12	10	1	12	11	1	6	6	6	6	6				
豊田市	7	3	1	3	4	3	6	6	6	5	1	4	3	1	1	1				
堺市	10	9	1	2	1	2	8	8	17	9	8	8	8	7	1	1				
高槻市	5	5	2	1	1	2	2	2	5	3	2	2	2	1	1	1				
東大阪市	8	1	5	2	3	1	2	3	3	2	2	2	2	1	1	1				
姫路市	7	6	1	9	7	2	9	6	3	18	12	6	7	5	2	2				
奈良市	4	4	3	3	3	5	5	13	8	5	6	5	6	5	1	1				
和歌山市	6	6	3	2	1	13	13	22	21	1	11	8	3	3	3	3				
岡山市	7	4	3	2	1	31	27	1	3	18	12	6	4	3	1	1				
倉敷市	11	8	3	12	9	3	22	20	1	1	6	6	2	2	1	1				
福山市	6	2	4	6	6	16	15	1	35	26	9	5	5	5	5					
下関市	2	1	1	4	4	7	7	9	7	2	1	1	1	1	1	1				
高松市	5	2	3	3	2	8	7	1	9	6	3	2	1	1	1	1				
松山市	5	5	3	2	1	10	6	4	18	12	6	1	1	1	1	1				
高知市	3	3	1	1	1	4	4	18	6	12	2	1	1	1	1	1				
長崎市	4	4	1	1	1	9	9	13	9	4	4	4	4	4	4	4				
熊本市	4	4	1	1	1	7	7	9	7	2	2	2	2	2	2	2				
大分市	9	2	4	3	2	20	11	2	7	2	5	3	3	3	3	3				
宮崎市	3	3	3	5	5	2	1	1	7	4	3	4	1	1	1	1				
鹿児島市	7	5	2	4	2	13	7	6	11	5	6	3	2	2	2	2				
合計	1086	770	97	219	1528															

表 - 10 (4) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉								合計			
	50kg/h未満(0.5m以上)				小計							
	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)
北海道	10	5		5	281	182	14	85	290	191	14	85
青森県	15	6	2	7	180	100	18	62	183	103	18	62
岩手県	7	2		5	173	86	30	57	173	86	30	57
宮城県	5	4		1	145	93		52	149	95	2	52
秋田県	3	3			96	70	3	23	96	70	3	23
山形県	6	5		1	134	72	5	57	138	76	5	57
福島県	7	7			147	127	3	17	177	155	3	19
茨城県	15	10		5	448	253	18	177	489	292	20	177
栃木県	10	8		2	229	163	2	64	295	225	2	68
群馬県	16	4		12	211	139	4	68	221	145	4	72
埼玉県	17	7		10	390	280	9	101	438	311	9	118
千葉県	20	8		12	485	292	10	183	501	308	10	183
東京都	28	17		11	373	246	24	103	376	249	24	103
神奈川県	5	3		2	186	144	13	29	187	145	13	29
新潟県	22	14	1	7	282	195	11	76	295	204	11	80
富山県	4	2		2	101	68	1	32	146	110	1	35
石川県	1			1	112	82		30	113	83		30
福井県	8	7		1	133	96	6	31	147	107	6	34
山梨県	6	5		1	109	79	1	29	115	85	1	29
長野県	9	8		1	231	182	5	44	253	192	5	56
岐阜県	12	12			291	250	11	30	293	252	11	30
静岡県	21	11		10	392	289	14	89	485	365	14	106
愛知県	17	12		5	351	281	15	55	495	394	15	86
三重県	15	11	1	3	261	170	43	48	296	198	43	55
滋賀県	13	13			177	131	1	45	195	145	1	49
京都府					110	80		30	114	82		32
大阪府	11	6		5	180	137	8	35	200	155	8	37
兵庫県	18	15		3	350	285	10	55	360	295	10	55
奈良県	3	2		1	195	121		74	195	121		74
和歌山県	14	12		2	143	106	4	33	143	106	4	33
鳥取県	3	2		1	111	81	5	25	111	81	5	25
島根県	7	6		1	97	60	12	25	103	66	12	25
岡山県	9	9			142	121	4	17	145	124	4	17
広島県	20	15		5	205	154	6	45	210	159	6	45
山口県	11	8		3	199	156	6	37	214	168	6	40
徳島県	4		4		196	6	139	51	196	6	139	51
香川県	8	5		3	138	91	2	45	139	92	2	45
愛媛県	17	8		9	228	153	14	61	228	153	14	61
高知県	5	4		1	138	90	7	41	138	90	7	41
福岡県	20	17		3	324	261	7	56	347	275	7	65
佐賀県	6	4		2	134	96	3	35	137	99	3	35
長崎県	7	5		2	145	92	10	43	146	93	10	43
熊本県	13	6	5	2	146	87	17	42	163	100	17	46
大分県	3	3			69	56		13	69	56		13
宮崎県					91	56	3	32	92	57	3	32
鹿児島県	7	5		2	166	105	3	58	168	106	3	59
沖縄県	4	2		2	104	44	3	57	105	45	3	57
札幌市	3	3			33	23	5	5	34	24	5	5
仙台市	1	1			34	23		11	37	26		11
さいたま市	7	3		4	41	28	2	11	41	28	2	11
千葉市	5	1		4	57	34	2	21	59	35	2	22
横浜市	7	7			104	87	7	10	108	90	7	11
川崎市	4	3		1	57	38	3	16	62	43	3	16
静岡市	8	7		1	93	70	5	18	93	70	5	18
名古屋市	10	3	3	4	62	34	17	11	83	54	17	12
京都市					73	60	5	8	82	69	5	8
大阪市					63	48	5	10	75	59	6	10
神戸市	1	1			42	38		4	42	38		4
広島市	4	3		1	76	54	2	20	78	56	2	20
北九州市	2	1		1	63	49		14	74	58		16
福岡市	1			1	27	19		8	27	19		8
函館市					9	6		3	9	6		3
旭川市	3			3	13	6		7	13	6		7
秋田市	1	1			17	12	1	4	18	13	1	4
郡山市					23	18		5	23	18		5
いわき市					33	21	4	8	38	25	4	9
宇都宮市	1			1	23	12	4	7	24	12	5	7
川越市	1			1	15	7	1	7	16	8	1	7
船橋市					20	5	10	5	22	5	11	6
横須賀市	5			5	17	8		9	17	8		9
相模原市	2	1		1	30	27		3	30	27		3
新潟市	2	2			75	55	3	17	75	55	3	17
富山市	2		1	1	37		22	15	42		23	19
金沢市	1	1			32	25		7	32	25		7
長野市					27	22		5	27	22		5
岐阜市	2	2			30	27	1	2	32	29	1	2
浜松市	2	2			70	64		6	76	70		6
豊橋市					19	11	3	5	25	16	3	6
岡崎市	1			1	36	32	1	3	37	33	1	3
豊田市					27	20	1	6	62	45	1	16
堺市	2	2			47	35		12	59	47		12
高槻市					14	11	1	2	14	11	1	2
東大阪市					18	1	12	5	18	1	12	5
姫路市	2	2			52	38		14	74	60		14
奈良市	2	1		1	30	23		7	31	23		8
和歌山市	7	6		1	62	56		6	67	61		6
岡山市	3	1		2	65	48	4	13	65	48	4	13
倉敷市	3			3	56	44	1	11	75	63	1	11
福山市					68	54		14	73	58		15
下関市	2	2			25	22		3	37	34		3
高松市					24	16		8	26	18		8
松山市	1			1	38	26	1	11	39	27	1	11
高知市					28	12	3	13	28	12	3	13
長崎市	1	1			32	28		4	32	28		4
熊本市	1	1			24	22		2	24	22		2
大分市	3	3			44	22	6	16	48	26	6	16
宮崎市					21	11		10	21	11		10
鹿児島市					38	21	2	15	40	23	2	15
合計	585	379	17	189	11593	7981	658	2954	12553	8780	666	3107

表 - 10 (5) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設																	
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)	17年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)	別表第一(c)
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県	2	2											1	1		3	3	
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
静岡市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
橈原市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0

表 - 10 (6) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																			
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満			
	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県								2	2											
茨城県																				
栃木県	2		2																	
群馬県												1	1							
埼玉県																				
千葉県																				
東京都								1				1								
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県												1	1							
福井県								2	2			2				2	2	1		1
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府								1	1											
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県								1		1		1		1						
香川県																				
愛媛県								1				1								
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県								2		2										
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市								1		1										
横浜市								1				1								
川崎市																				
静岡市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市					1		1													
宇都宮市																				
川崎市																				
船橋市																				
橈原市																				
相模原市																				
新潟市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
浜松市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
堺市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市	1		1																	
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	3	1	2	0	1	1	0	0	12	5	4	3	6	3	1	2	2	1	0	1

表 - 10 (7) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉								合計			
	50kg/h未満(0.5m以上)				小計							
	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)	17年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表第一 法施行 前設置 (b)	別表第一 法施行 後設置 (c)
北海道					1	1			1	1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2	2			2	2		
茨城県												
栃木県					2		2		2		2	
群馬県					1	1			1	1		
埼玉県												
千葉県												
東京都					1			1	1			1
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県					1	1			1	1		
福井県					6	3		3	6	3		3
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府					1	1			1	1		
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県					2		2		2		2	
香川県												
愛媛県					1			1	4	3		1
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					2		2		2		2	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市					1		1		1		1	
横浜市					1			1	1			1
川崎市												
静岡市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1	1			1	1		
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
新潟市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
浜松市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
堺市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市					1	1			1	1		
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	24	11	7	6	27	14	7	6

表 - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	0	0
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	334	69
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	1,081	180
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 ^{注3)}	-	39
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	-	22

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要件件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要件件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
静岡市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
神戸市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
秋田市				
那山市				
いわき市				
宇都宮市				
川崎市				
船橋市				
横須賀市				
相模原市				
新潟市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
浜松市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
堺市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
奈良市				
和歌山市				
岡山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	0	0	0	0

表 I - 1 4 その他の届出等の状況
(法・瀬戸内海法別一都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	14条変更その他	18条変更	法		瀬戸内海法	
			14条変更その他	18条変更	8条変更その他	9条変更
北海道	11	26			6	—
青森県	4	29			—	—
岩手県	2	12			—	—
宮城県	1	4			1	—
秋田県	3	6			—	—
山形県	3				1	—
福島県	7	13	2		4	—
茨城県	9	47			8	—
栃木県	8	21			1	—
群馬県	3	20			1	—
埼玉県	12	46	5		24	—
千葉県	7	91	2		7	—
東京都	12	47	2		—	—
神奈川県	5	12	2		5	—
新潟県	10	25	12		24	—
富山県	4	17	1		15	—
石川県	1	7			2	—
福井県	2	3			1	—
山梨県	4	4			—	—
長野県	7	9	3		—	—
岐阜県	6	2			—	—
静岡県	49	87	8		9	—
愛知県	18	80			2	—
三重県	7	12	2		1	—
滋賀県	5	19			2	—
京都府	2	5			—	—
大阪府	10	21	4		4	1
兵庫県	6	24	1		5	4
奈良県	1	4			—	2
和歌山県		9			1	—
鳥取県	3	12			—	—
島根県					3	—
岡山県	1				—	—
広島県	13	18			1	5
山口県	7	11			—	2
徳島県	5	30			—	2
香川県	8	18	2		2	7
愛媛県	3	7			—	3
高知県		12			1	—
福岡県	1	28			1	—
佐賀県		4			—	—
長崎県	5	11			3	—
熊本県	1	9			1	—
大分県					—	—
宮崎県	1	1			—	—
鹿児島県		13			—	—
沖縄県		7			4	—
札幌市	3	2	4		—	—
仙台市	2	2			—	—
さいたま市	1		1		—	—
千葉市					—	—
横浜市	5	36			—	—
川崎市	5	12	1		8	—
静岡市		6			2	—
名古屋市		9			—	—
京都市	1	13			4	—
大阪市		5			1	3
神戸市	2				—	—
広島市	2	11	2		4	7
北九州市	4	7			1	4
福岡市		3			—	—
函館市					—	—
旭川市		1			1	—
秋田市	1				1	—
那山市	1	3			2	—
いわき市	1	1	3		1	—
宇都宮市					—	—
川崎市		4			—	—
船橋市	5	1			—	—
横須賀市	12	3	7		—	—
相模原市					—	—
新潟市	2	1			—	—
富山市		1			—	—
金沢市					—	—
長野市	1	3			2	—
岐阜市					—	—
浜松市					—	—
豊橋市					3	—
岡崎市	2	9			3	—
豊田市	4	8	1		2	—
堺市		7			4	—
高槻市			1		—	—
東大阪市					—	—
姫路市	2	4			1	10
奈良市					—	—
和歌山市	3	3			1	3
岡山市		5			1	—
倉敷市	4	3			—	1
福山市		4			—	—
下関市		3			—	—
高松市	1				—	—
松山市	2	2			—	—
高知市					—	—
長崎市		1			—	—
熊本市	1				—	—
大分市		5	2		2	1
宮崎市		12			—	—
鹿児島市		5			—	—
合計	334	1081	69		180	39

※1 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
 ※2 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
 ※3 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	338	45
法第34条第1項に基づく立入検査件数	7,554	1,289
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	836	208

表 - 2 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	27	1
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	18	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	-	0
口頭指導件数 ^{注)}	2,831	194
文書指導件数 ^{注)}	2,386	123
罰則適用件数	0	0

注) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）^{注1)}

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

		大気関係	水質関係
基準超過件数		127 ^{注3)}	1 ^{注4)}
基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政72、 設置者による測定55	行政1
措置状況	口頭指導件数	90	0
	文書指導件数	73	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	27	1
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	18	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	13	2
	その他	32 ^{注6)}	0
措置後の対応状況	基準達成	49	0
	対策実施中	64	1
	廃止	11	0
	未対応	3	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成17年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。
同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成17年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 廃棄物焼却炉125、アルミニウム合金製造施設2

注4) クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設1

注5) 表 - 1及び表 - 2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) うち、22件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表 - 4 (1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第 3 4 条第 1 項 に基づく報告徴収 件数	法第 3 4 条第 1 項 に基づく立入検査 件数	法第 3 4 条第 1 項 の立入検査に伴う 測定件数
北海道	1	137	16
青森県		177	10
岩手県	9	346	5
宮城県		11	11
秋田県		79	11
山形県	19	130	20
福島県	2	13	9
茨城県		155	7
栃木県		123	50
群馬県		122	1
埼玉県		455	69
千葉県		279	19
東京都		106	23
神奈川県	3	113	10
新潟県	2	70	7
富山県		22	15
石川県	3	50	
福井県	1	232	12
山梨県	1	83	3
長野県		675	9
岐阜県		174	21
静岡県	1	117	12
愛知県		617	10
三重県	22	28	10
滋賀県		37	35
京都府		56	10
大阪府		275	5
兵庫県		104	12
奈良県		43	
和歌山県			
鳥取県	2	159	33
島根県		40	7
岡山県	18	79	
広島県		222	
山口県	1	15	4
徳島県	1	25	15
香川県	2	175	28
愛媛県		75	
高知県		4	4
福岡県	130	179	14
佐賀県	1	337	2
長崎県		140	15
熊本県		69	5
大分県	2	185	
宮崎県	3	26	1
鹿児島県		8	8
沖縄県		5	5
札幌市		25	2
仙台市	2	25	7
さいたま市		36	3
千葉市		10	10
横浜市		27	29
川崎市		32	12
静岡市		5	5
名古屋市	15	86	10
京都市		8	8
大阪市		75	
神戸市	1	19	4
広島市		24	3
北九州市		65	9
福岡市		10	2
函館市		9	
旭川市		2	2
秋田市		5	4
郡山市		2	2
いわき市	16	16	3
宇都宮市		3	3
川越市		17	15
船橋市		12	6
横須賀市		15	
相模原市		38	22
新潟市		5	6
富山市		9	3
金沢市		11	
長野市		19	14
岐阜市		34	
浜松市		6	
豊橋市		50	1
岡崎市	13	17	1
豊田市		23	2
堺市		25	17
高槻市		7	2
東大阪市		6	6
姫路市		52	
奈良市	2	4	
和歌山市		6	6
岡山市	3	28	
倉敷市		16	16
福山市		33	7
下関市			
高松市	1	10	3
松山市		3	
高知市			
長崎市	32		
熊本市	2	2	
大分市	4	15	
宮崎市		12	2
鹿児島市	23	23	26
合計	338	7554	836

表 - 4 (2) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	法第23条第3項に基づく措置命令件数	法に基づかない指導等件数 (口頭指導)	法に基づかない指導等件数 (文書指導)	罰則適用件数
北海道								31	18	
青森県								72	4	
岩手県								21	13	
宮城県							2	4		
秋田県					1			35		
山形県								21	10	
福島県					1			19	14	
茨城県								129	11	
栃木県								61	12	
群馬県								23	1	
埼玉県					6			180	4	
千葉県									177	
東京都								65	4	
神奈川県								13	3	
新潟県					3	3		35	53	
富山県								9	40	
石川県								50		
福井県								41	28	
山梨県								93	89	
長野県					2	2		155	16	
岐阜県								16	20	
静岡県								57	20	
愛知県								217	4	
三重県					2	2		49	17	
滋賀県								22	38	
京都府								26	2	
大阪府								275	94	
兵庫県								73	4	
奈良県								112	161	
和歌山県								5		
鳥取県					2	2		39	38	
島根県								8	1	
岡山県								14	7	
広島県								69	16	
山口県					1	1		10	60	
徳島県					1	1		32	108	
香川県								25	87	
愛媛県								41		
高知県									68	
福岡県								84	204	
佐賀県								98	2	
長崎県								32	3	
熊本県					1			69	1	
大分県								20	70	
宮崎県					4	4		9	4	
鹿児島県									139	
沖縄県								53	59	
札幌市								7	1	
仙台市								4	29	
さいたま市					2			3		
千葉市									51	
横浜市								12	21	
川崎市								1	39	
静岡市									30	
名古屋市								11	9	
京都市								4	9	
大阪市								2	1	
神戸市								10	4	
広島市								16	17	
北九州市								2	41	
福岡市								9	4	
函館市								1	6	
旭川市								1		
秋田市										
郡山市									13	
いわき市								3	3	
宇都宮市								1		
川越市								1	2	
船橋市								2	1	
横須賀市									9	
相模原市								13	2	
新潟市								23	127	
富山市								12	22	
金沢市								5	2	
長野市								10		
岐阜市								34		
浜松市								5	5	
豊橋市								1		
岡崎市								3		
豊田市								2		
堺市								2	40	
高槻市								2		
東大阪市										
姫路市								4	2	
奈良市								5	3	
和歌山市									40	
岡山市								28	39	
倉敷市										
福山市								2		
下関市								2	1	
高松市								2	10	
松山市								14	18	
高知市								10	8	
長崎市					1	1		10		
熊本市								25	19	
大分市								2	13	
宮崎市								3		
鹿児島市								10	1	
合計	0	0	0	0	27	18	0	2831	2386	0

表 - 5 (1) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第 3 4 条第 1 項 に基づく報告徴収 件数	法第 3 4 条第 1 項 に基づく立入検査 件数	法第 3 4 条第 1 項 の立入検査に伴う 測定件数(水質基 準適用事業場)
北海道		33	3
青森県		19	
岩手県		4	
宮城県			
秋田県		1	
山形県		13	2
福島県		6	6
茨城県		16	1
栃木県		11	6
群馬県		10	1
埼玉県		122	1
千葉県		31	30
東京都		83	5
神奈川県		58	
新潟県		15	9
富山県			
石川県		11	
福井県	1	40	
山梨県		11	
長野県		216	
岐阜県		10	2
静岡県		72	5
愛知県		77	9
三重県	4	2	
滋賀県			
京都府		16	1
大阪府		12	2
兵庫県	5	29	5
奈良県			
和歌山県			
鳥取県		69	3
島根県		23	1
岡山県	1	14	
広島県		23	
山口県		2	2
徳島県		5	5
香川県		5	3
愛媛県			
高知県			
福岡県		4	3
佐賀県		26	
長崎県		8	1
熊本県		4	
大分県			
宮崎県		2	2
鹿児島県			
沖縄県			
札幌市		1	
仙台市		3	3
さいたま市		4	4
千葉市		6	6
横浜市		22	33
川崎市		7	5
静岡市			
名古屋市		12	3
京都市		1	
大阪市		1	1
神戸市		23	
広島市		10	
北九州市		5	5
福岡市			
函館市		1	
旭川市		2	2
秋田市		5	4
郡山市		1	1
いわき市	17	17	6
宇都宮市		1	1
川崎市		2	3
船橋市			
横須賀市		11	
相模原市			
新潟市			
富山市		3	2
金沢市			
長野市		2	
岐阜市		6	
浜松市			
豊橋市			
岡崎市	3	3	1
豊田市		2	
堺市		9	3
高槻市		3	
東大阪市		1	
姫路市			
奈良市			
和歌山市		3	3
岡山市			
倉敷市		4	4
福山市		5	
下関市			
高松市			
松山市			
高知市			
長崎市	14		
熊本市		2	
大分市		6	8
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
合計	45	1289	208

表 - 5 (2) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	法に基づかない指導等件数 (口頭指導)	法に基づかない指導等件数 (文書指導)	罰則適用件数
北海道							1	7	
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県							3	3	
茨城県							4		
栃木県							7	1	
群馬県									
埼玉県							58	1	
千葉県									
東京都									
神奈川県							4	1	
新潟県							1	1	
富山県								3	
石川県							11		
福井県							2	4	
山梨県							1	1	
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県							32		
三重県							2		
滋賀県								3	
京都府							2		
大阪府							19	19	
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県							2		
島根県									
岡山県							1		
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県								2	
愛媛県									
高知県									
福岡県							9	2	
佐賀県							1		
長崎県							7		
熊本県							2		
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市								10	
横浜市									
川崎市								23	
静岡市									
名古屋市							1		
京都市								1	
大阪市									
神戸市									
広島市							7		
北九州市									
福岡市							4		
函館市								1	
旭川市									
秋田市									
郡山市								4	
いわき市			1						
宇都宮市									
川崎市									
船橋市									
相模原市							1		
新潟市							5	32	
富山市								3	
金沢市									
長野市									
岐阜市							6		
浜松市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
堺市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
奈良市									
和歌山市									
岡山市							1	2	
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合計	0	0	1	0	0	0	194	123	0

表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）}

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設 数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2）}		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	27	-	-	4	0	31	
製鋼用電気炉	97	-	-	14	3	114	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）	18	-	-	0	0	18	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	693	-	-	43	40	776	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	932	12	5	74	49	1,060
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,295	20	3	96	136	1,530
	2 t/h未満 ^{注3）}	5,922	197	24	1,457	1,490	8,893
	小計	8,149	229	32	1,627	1,675	11,483
合計	8,984	229	32	1,688	1,718	12,422	

注1）平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国)^{注1)}

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		0	-	-	0
製鋼用電気炉		0	-	-	2
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉)		3	-	-	8
アルミニウム合金製造 施設 (焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉)		4	-	-	26
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	5	1	0	18
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	8	2	0	22
	2 t/h未満 ^{注2)}	68	4	0	380
	小計	81	7	0	420
合計		88	7	0	456

注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）注2）注3）}

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4）}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩 ^{ナトリウム} （ケラト ^{ナトリウム} ）又は亜硫酸 ^{ナトリウム} （サルファイト ^{ナトリウム} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	35	0	0	35
カーボン ^{ブラック} 法 ^{アセトン} の製造の用に供する ^{アセトン} 洗浄施設	3	0	1	4
硫酸 ^{カルシウム} の製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	3	0	0	3
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{ガス} を処理する施設のうち ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0
塩化ビニル ^{モノマー} の製造の用に供する二塩化 ^{エチレン} 洗浄施設	4	0	1	5
カーボ ^{ナトリウム} の製造の用に供する硫酸濃縮施設等	2	0	0	2
クロ ^{ロベンゼン} 又はジ ^{クロロベンゼン} の製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4- ^{クロロ} フタル酸 ^{ナトリウム} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	2	0	0	2
2,3-ジ ^{クロロ} -1,4- ^{ナフトキノン} の製造の用に供するろ過施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0
ジ ^{ニトロ} ベンゾ ^{イノール} の製造の用に供する ^{ニトロ化} 誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設	14	0	0	14
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	3	0	0	3
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	1	0	0	1
廃棄物焼却炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	328	33	28	389
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	5	1	0	6
^{アクリル} 類の破壊の用に供する施設のうち ^{アクリル} 反応施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	1	5
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限り）	209	3	3	215
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	25	2	3	30
合計	640	39	37	716

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国)注1)注2)注3)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフルオア素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキサゾールイオットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	1	9
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	1
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	1	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	4	15

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 5 (1) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉				製鋼用電気炉				亜鉛回収施設												
									焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉						
	報告 施設数 (a)	未報告 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	
北海道	1			1	3			3													
青森県					1			1					1				1				1
岩手県																					
宮城県					2			2													
秋田県																					
山形県																					
福島県									2			2									
茨城県	2			2	4	1		5	1			1									
栃木県					2	1		3													
群馬県					1			1													
埼玉県					5			5													
千葉県	3			3																	
東京都					2		1	3													
神奈川県					1			1													
新潟県					2		2	4													
富山県					1			1													
石川県																					
福井県																					
山梨県																					
長野県																					
岐阜県																					
静岡県																					
愛知県	3			3	9	3		12	1			1									
三重県																					
滋賀県																					
京都府																					
大阪府					4			4													
兵庫県	1			1	1			1													
奈良県																					
和歌山県																					
鳥取県																					
島根県					5	1		6													
岡山県																					
広島県	2			2																	
山口県					6	6		12													
徳島県																					
香川県																					
愛媛県									2			2									
高知県																					
福岡県																			1		1
佐賀県					1			1													
長崎県																					
熊本県					1			1													
大分県																					
宮崎県																					
鹿児島県																					
沖縄県					1			1													
札幌市					1			1													
仙台市					2	1		3													
さいたま市																					
千葉市	2			2																	
横浜市																					
川崎市	1			1	4			4													
静岡市																					
名古屋市					2			2													
京都市																					
大阪市					10			10													
神戸市																					
広島市																					
北九州市	2	1		3	3			3													
福岡市																					
函館市																					
旭川市																					
秋田市																					
郡山市																					
いわき市									1			1	1						1		
宇都宮市					1			1													
川越市																					
船橋市					1			1													
横須賀市																					
相模原市																					
新潟市																					
富山市					1			1													
金沢市																					
長野市																					
岐阜市					1			1													
浜松市																					
豊橋市					1			1													
岡崎市																					
豊田市																					
堺市					5			5													
高槻市																					
東大阪市																					
姫路市					5			5	1			1									
奈良市																					
和歌山市	2			2	2			2	1			1									
岡山市																					
倉敷市	4			4	5	1		6													
福山市	2	3		5																	
下関市																					
高松市					1			1													
松山市																					
高知市																					
長崎市																					
熊本市																					
大分市	2			2																	
宮崎市																					
鹿児島市																					
合 計	27	4	0	31	97	14	3	114	9	0	0	9	2	0	0	2	2	0	0	2	

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (2) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設																
	溶解炉			乾燥炉			小計				倍焼炉				溶解炉								
	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a+c+d)					
北海道																		5				5	
青森県											2				2								
岩手県																							
宮城県																		1		1			2
秋田県																							
山形県																							4
福島県										2					2	1			1	22	3		25
茨城県										1					1	1			1	26		4	30
栃木県																			57			3	60
群馬県														1				1	7				7
埼玉県																			19	2	7		28
千葉県																			11				11
東京都																							
神奈川県																							
新潟県																			9				9
富山県																			40	1	3		44
石川県																			1				1
福井県																			11				11
山梨県																			4		1		5
長野県																			18	1			19
岐阜県																			1	1			2
静岡県														3				3	73	10	1		84
愛知県	1																	7	99	6			105
三重県										2					2	6	1		1	27	1	2	30
滋賀県																			13	3			16
京都府																			3		1		4
大阪府																			10	2			12
兵庫県																			7		1		8
奈良県																							
和歌山県																							
鳥取県																							
島根県																							
岡山県																			3				3
広島県																			3				3
山口県																			3				3
徳島県																							
香川県																			1				1
愛媛県					1				1	3					3								
高知県																							
福岡県							1		1	2					2				10		8		18
佐賀県																			2				2
長崎県																			1				1
熊本県																			15				15
大分県																							
宮崎県																			1				1
鹿児島県																			2				2
沖縄県																							
札幌市																							
仙台市																							
さいたま市																							
千葉市																							
横浜市																			2			1	3
川崎市																							
静岡市																							
名古屋市																			19				19
京都市																			5	3			8
大阪市																			2				2
神戸市																							
広島市																			1				1
北九州市														1					1		4		4
福岡市																							
函館市																							
旭川市																							
秋田市																					1		1
郡山市																							
いわき市	2										4				4					1			1
宇都宮市																							
川越市																				1			1
船橋市																				1			1
横須賀市																							
相模原市																							
新潟市																							
富山市																				2			2
金沢市																							
長野市																							
岐阜市																							
浜松市																				5	1		6
豊橋市																			5				5
岡崎市																					1		1
豊田市																			28	1			29
堺市																			6				6
高槻市																							
東大阪市																							
姫路市											1				1	2			2	9		5	14
奈良市																					1		1
和歌山市											1				1								
岡山市																							
倉敷市																				9			9
福山市																							
下関市																				11	1		12
高松市																				1			1
松山市																				1			1
高知市																							
長崎市																							
熊本市																							
大分市																				2			2
宮崎市																							
鹿児島市																					1	1	2

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (3) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設				廃棄物焼却炉															
	乾燥炉				小 計				4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満							
	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじんのみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじんのみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)		
北海道					5			5	13			4	1	18	24			2	2	28
青森県									14			1		15	28			1	1	30
岩手県									5				1	6	26					26
宮城県					1	1		2	5			1		6	28					28
秋田県									1					1	16				2	18
山形県					4			4	7					7	9	2		1		10
福島県	2			2	25	3		28	3				3	32					32	
茨城県	1			1	28		4	32	20			2	1	23	59			2		61
栃木県	2	1		3	59	1	3	63	8	1		3	1	12	22			3	5	30
群馬県	1			1	9			9	17					17	31					31
埼玉県	4			4	23	2	7	32	35			1		36	77			6	1	84
千葉県	2			2	13			13	45			5		50	67			2	6	75
東京都									97			18	7	122	32	1		7	7	46
神奈川県									24	2	3			29	31				4	35
新潟県					9			9	6			2		8	32			2	18	52
富山県					40	1	3	44	6					6	11				4	15
石川県					1			1						15						15
福井県	1			1	12			12	5			1		6	14	1		1		15
山梨県	1			1	5		1	6	3				3	22	2					26
長野県	3			3	21	1		22	7				7	29				1		30
岐阜県					1	1		2	1	1			1	29				6	3	38
静岡県	6			6	82	10	1	93	24	1		1	4	29	37			4	14	55
愛知県	9	1		10	114	8		122	43			3		46	49			3		52
三重県	3			3	31	1	2	34	15				1	16	26			4	13	43
滋賀県	2			2	15	3		18	3			1		4	28			3		31
京都府					3		1	4	5			2		7	13					13
大阪府	3	1		4	13	3		16	34			5		39	35	1		2		37
兵庫県					7		1	8	24			1	4	29	30				11	41
奈良県									4			1		5	22	2		2	2	26
和歌山県														7					5	12
鳥取県									5					5	7					7
島根県									5			1		6	4			2		6
岡山県					3			3	5					5	13					13
広島県					3			3	8					8	17				1	21
山口県					3			3	10			3		13	25			2		27
徳島県									1			2		3	22			1		23
香川県					1			1	5			1	1	7	6				2	8
愛媛県									7	2		1		8	21	1				21
高知県														13					1	14
福岡県	2		1	3	12		9	21	6	3		1	11	18	8		1	6	20	35
佐賀県					2			2	4					4	13			1		14
長崎県					1			1	8					8	11			4		15
熊本県	1			1	16			16	1				1	1	26					26
大分県									1					1	12			1		13
宮崎県					1			1	7			1		8	9					9
鹿児島県					2			2						25						25
沖縄県									4					4	22	5		6		28
札幌市									9					9	8					8
仙台市									9		1			10	5		2			7
さいたま市									13					13	1					1
千葉市									9				3	12	4					4
横浜市	1			1	3		1	4	24			1	2	27	3			2		5
川崎市									18				1	19	7					7
静岡市									8			1		9	4					4
名古屋市					19			19	14					14	1					1
京都市	1			1	6	3		9	15					15	1					1
大阪市					2			2	29			1		30	5					5
神戸市									18					18	2				1	3
広島市	1			1	2			2	9					9	5			1		6
北九州市					5			5	16			3	3	22	5					5
福岡市									9					9	4					4
函館市									3					3						
旭川市									2					2	2			1		3
秋田市					1			1	4					4	2					2
郡山市									5					5	1			1		2
いわき市					1			1	13					13	6	1			1	7
宇都宮市									5					5	4			2		6
川越市					1			1	2					2	5	1				5
船橋市					1			1	8					8	2					2
横須賀市									5					5	3	1				3
相模原市									7					7	1					1
新潟市									5				3	8	2			2	7	11
富山市	1			1	3			3	1					1	1					1
金沢市									5					5	2					2
長野市									3					3	1					1
岐阜市									4			1		5	6					6
浜松市					5	1		6	3			1		4	10	1		1		11
豊橋市					5			5	3					3	3					3
岡崎市							1	1	5					5	4					4
豊田市	4			4	32	1		33	3			1		4	4					4
堺市	1			1	7			7	9					9	1					1
高槻市									5					5	2					2
東大阪市									8					8	3					3
姫路市					11		5	16	6					6	9					9
奈良市						1		1	4					4						4
和歌山市									6					6	3					3
岡山市									7					7	1			1		2
倉敷市					9			9	10			2		12	9			2	1	12
福山市									4			2		6	6					6
下関市					11	1		12	2					2	4					4
高松市					1			1	5					5						5
松山市					1			1	5					5	3					3
高知市									3					3	1					1
長崎市									4					4	1			1		1
熊本市									4					4	1					1
大分市					2			2	8	2	1			9	2	1				2
宮崎市														3				2		5
鹿児島市						1	1	2	5			2		7	2				2	4

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (4) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満					50kg/h以上～100kg/h未満							
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数(b)	ばいじ ん等の み報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数(b)	ばいじ ん等の み報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数(b)	ばいじ ん等の み報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)			
北海道	93	3		15	8	116	60	1	1	16	4	81	18	2	2	3	23	
青森県	31	3		6	1	38	57	1		8	6	71	9		4	1	14	
岩手県	28	1		8	1	37	68			8	4	80	16		1		17	
宮城県	32			1		33	53	1	1	11	2	67	3		3		6	
秋田県	41			4	5	50	22					22	1				1	
山形県	29	1		3		32	61			4	4	69	10		2	2	14	
福島県	54	5		8	1	63	15			6	2	23	18		2	1	21	
茨城県	75	1		7	7	89	115			36	44	195	21		5	7	33	
栃木県	46	4		6	5	57	51	5		15	32	98	8		13	1	22	
群馬県	49	1		7		56	45	3		5	4	54	21	1	5	2	28	
埼玉県	90	1		19	7	116	23	1	1	14	8	46	51	1	9	21	81	
千葉県	71		2	11	5	89	81	2		60	44	185	22	1	15	10	47	
東京都	22	2		8	17	47	34	2	1	14	16	65	30	3	11	25	66	
神奈川県	21	4		10	12	43	21	1		15	12	48	12	1	4	8	24	
新潟県	42		1	5	25	73	51	3	4	7	26	88	25		2	10	37	
富山県	11			2	8	21	31	1				10	41	7			3	10
石川県	27				2	29	35			7	13	55	4		1	5	10	
福井県	34	4		3	1	38	37	2		3	14	54	12	1	2	2	16	
山梨県	23			7		30	25	1		7	1	33	7		3		10	
長野県	70	1		18	2	90	71	1		6	2	79	20	1	3	3	23	
岐阜県	54	2		13	5	72	85	1		17	9	111	34		8	13	55	
静岡県	75	2		21	16	112	97	6		21	16	134	29		7	11	47	
愛知県	95			10	3	108	82			8	2	92	28		4		32	
三重県	42	2		9	16	67	43	2		9	41	93	14	1	4	8	26	
滋賀県	37			10	1	48	37			18	7	62	11		5	3	19	
京都府	29			6		35	33		1	10	3	47	9				9	
大阪府	37			15	1	53	18	1		7	3	28	11	2	1		12	
兵庫県	55			15	21	91	69	2		25	43	137	24	1	9	9	42	
奈良県	38	4	2	4	4	48	29	8	2	21	46	98	7		4	4	15	
和歌山県	14			1	29	44	12			12	27	51	1		20	1	22	
鳥取県	30	2	2	4	2	38	31	2		4	11	46	6	1		1	7	
島根県	31	3		8	3	42	26			5	2	33	2		1		3	
岡山県	41			7		48	50			5		55	10		2		12	
広島県	47			5	5	57	56	3		8	12	76	11		1	2	14	
山口県	42			19		61	42		1	12	1	56	24		6		30	
徳島県	41			9	3	53	62			9	25	96	11		3	5	19	
香川県	28			9	1	38	41			9	5	55	13	1	5	4	22	
愛媛県	52	6		1	4	57	46			18	24	88	9		3	25	37	
高知県	19	2		18	4	41	40	1		6	18	64	10	1	2	3	15	
福岡県	24	2		3	44	71	40	1		15	65	120	6		4	50	60	
佐賀県	39			10		49	40			4	6	50	7		1		8	
長崎県	50			11	4	65	24			7	4	35	9			2	11	
熊本県	40			5		45	36	4	1	8	1	46	5		4	2	11	
大分県	19	3		3	1	23	12			2	6	20	4	2	2	3	9	
宮崎県	25			1		26	34			1	5	40	4				4	
鹿児島県	31		1	1	8	41	45			7	19	71	10		1	5	16	
沖縄県	30	5		10		40	16	5		10	3	29	3	3	4		7	
札幌市	4					4	5					5	3			1	4	
仙台市	5					5	10					10	1				1	
さいたま市	7			1		8	1			2		3	8			1	9	
千葉市	6			3		9	8	2		2	3	13	6	1	1	1	8	
横浜市	6			11	1	18	6			9	2	17	8		21	4	33	
川崎市	15	1				15	1			1		2	7				8	
静岡市	12			2	2	16	18			1	17	36	8		3	8	19	
名古屋市	2			2	1	5	13			3	6	22	7			3	10	
京都市	5			5	4	14	4			11	3	18	4		15		19	
大阪市	8			6		14	6					6	6		2		8	
神戸市	3			1		4	5			4	4	13	1		1	2	4	
広島市	22			3	11	36	10			2	7	19	1				1	
北九州市	17			3	1	21	8			1	2	11	1				1	
福岡市	3			1	1	5	7				1	8						
函館市				2	1	3	3					3						
旭川市	1					1	4					4						
秋田市	5			2		7	3					3						
郡山市	1			1		2	6			2		8	4		2		6	
いわき市	7					7	7				3	10	2				2	
宇都宮市	5			1		6	1			1		2	2	1			2	
川崎市	1					1	3			1		4	3				3	
船橋市						6				1		7	3				3	
横須賀市	1	1				1	2	1		1		3	1	1			1	
相模原市	3				10	13	1			1	1	3	3		1		4	
新潟市	11			1	5	17	15			2	7	24	8	1	3	2	13	
富山市	9	2		1		10	13		1	1	1	16	6				6	
金沢市	7			1		8	8	1		1		9	6			1	7	
長野市	10	1		2		12	7	1				9	1		2		3	
岐阜市	3			2		5	6			2		8	3		1		4	
浜松市	17			3		20	20	2		5	2	27	2	1	2	4	8	
豊橋市	5					5	6				1	7	1				1	
岡崎市	9			2		11	10			2		12	6				6	
豊田市	5			1		6	6					6	3		1		4	
堺市	4			2	3	9	8			1	5	14	6		1	2	9	
高槻市	1					2	3					5						
東大阪市	1		1	2		3	1			1		2	1			1	2	
姫路市	8				1	9	13			2	2	17	6		1		7	
奈良市	3			2		5	6	1		4		10			4	2	6	
和歌山市	8			5		13	8			12	2	22	3		8		11	
岡山市	21	2		6	4	31	13	6		2	3	18	4	1			4	
倉敷市	18			4		22	3			1	2	6	1		1		2	
福山市	10			6		16	26			3	6	35	4			1	5	
下関市	5			1	1	7	10					10	1				1	
高松市	8					8	8				1	9	1		1		2	
松山市	10					10	12			2	4	18	1				1	
高知市	1			2	1	4	7			2	2	8	17	1		1	2	
長崎市	6			3		9	9			5		14	2		3		5	
熊本市	5			1	1	7	7			2		9	1			1	2	
大分市	14	3		1	5	20	5	1		2	7				2	1	3	
宮崎市	2					2	5	1			7	2				1	3	
鹿児島市	4			7	2	13	6			5	11	2			1		3	
合 計	2298	74	9	475	337	3119	2481	77	14	611	760	3866	778	29	0	265	290	1333

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (5) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉											合計						
	50kg/h未満 (0.5m ² 以上)				報告 施設数 (a+b+c+d)	小 計				報告 施設数 (a+b+c+d)	合計							
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等 の報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)		報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等 の報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)		報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等 の報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)	報告 施設数 (a+b+c+d)			
北海道	10				10	218	6	1	39	18	276	227	6	1	39	18	285	
青森県	11		1	2	1	15	150	4	1	22	10	183	153	4	1	22	10	186
岩手県	3				3	146	1		17	6	169	146	1		17	6	169	
宮城県	3			1	1	5	124	1	1	17	3	145	127	1	1	18	3	149
秋田県	2			1		3	83			5	7	95	83			5	7	95
山形県	5	1		1		6	121	4		11	6	138	125	4		11	6	142
福島県	7				7	129	5		16	4	149	156	5		19	4	179	
茨城県	9			3	2	14	299	1		55	61	415	334	1		56	65	455
栃木県	8			2		10	143	10		42	44	229	204	10		44	47	295
群馬県	12			2	1	15	175	5		19	7	201	185	5		19	7	211
埼玉県	4			2	8	14	280	3	1	51	45	377	308	3	1	53	52	414
千葉県	14			1	4	19	300	3	2	94	69	465	316	3	2	94	69	481
東京都	14	2		3	12	29	229	10	1	61	84	375	231	10	1	61	85	378
神奈川県				2	3	5	109	8	3	31	41	184	110	8	3	31	41	185
新潟県	8				14	22	164	3	5	16	95	280	175	3	5	16	97	293
富山県	4					4	70	1		2	25	97	111	1		3	28	142
石川県	1					1	82			8	20	110	83			8	20	111
福井県	4			4		8	106	8		14	17	137	118	8		14	17	149
山梨県	6					6	86	3		21	1	108	91	3		21	2	114
長野県	9					9	206	3		28	4	238	227	3		29	4	260
岐阜県	7			3	2	12	210	4		47	32	289	211	4		48	32	291
静岡県	13	1		4	3	20	275	10		58	64	397	357	10		68	65	490
愛知県	13			4		17	310			32	5	347	438			43	5	486
三重県	9			3	3	15	149	5		29	82	260	180	5		30	84	294
滋賀県	10	1		1	2	13	126	1		38	13	177	141	1		41	13	195
京都府						89	89	4	1	18	3	111	92	4	1	18	4	115
大阪府	8			1	2	11	143	4		31	6	180	160	4		34	6	200
兵庫県	10			5	5	20	212	3		55	93	360	221	3		55	94	370
奈良県	1			1	1	3	101	14	4	33	57	195	101	14	4	33	57	195
和歌山県	1			10	3	14	35	3		43	65	143	35	3		43	65	143
鳥取県	3	1				3	82	6	2	8	14	106	82	6	2	8	14	106
島根県	6	1			1	7	74	4		15	8	97	79	4		16	8	103
岡山県	8			1		9	127			15		142	130			15		145
広島県	13			6	1	20	152	3		23	21	196	157	3		23	21	201
山口県	7			4		11	150		1	46	1	198	159		1	52	1	213
徳島県	4					4	141			24	33	198	141			24	33	198
香川県	7	1				7	100	2		24	13	137	101	2		24	13	138
愛媛県	14			2	1	17	149	9		25	54	228	152	9		25	54	231
高知県	1			1	3	5	83	4		27	29	139	83	4		27	29	139
福岡県	6				14	20	90	6	1	29	204	324	104	6	1	29	213	347
佐賀県	5			1		6	108			17	6	131	111			17	6	134
長崎県	6			1	1	7	108			22	11	141	109			22	11	142
熊本県	8			5	2	15	116	4	1	22	5	144	133	4	1	22	5	161
大分県	2			1		3	50	5		9	10	69	50	5		9	10	69
宮崎県						79	79			2	6	87	80			2	6	88
鹿児島県	5					5	116		1	9	32	158	118		1	9	32	160
沖縄県	2	2		2		4	77	20		32	3	112	78	20		32	3	113
札幌市	3					3	32			1	33	33				1	34	34
仙台市					1	1	30		3		1	34	32		3	1	1	37
さいたま市	3			4		7	33			7	1	41	33			7	1	41
千葉市	3			1		4	36	3		7	7	50	38	3		7	7	52
横浜市				7	1	8	47			51	10	108	50			51	11	112
川崎市	4					4	52	1		1	2	55	57	1		1	2	60
静岡市	3			2	3	8	53			9	30	92	53			9	30	92
名古屋市	7			1	2	10	44			6	12	62	65			6	12	83
京都市						29	29			31	7	67	35			34	7	76
大阪市						54	54			9		63	66			9		75
神戸市				1		1	29			7	7	43	29			7	7	43
広島市	3			1		4	50			7	18	75	52			7	18	77
北九州市	2					2	49			7	6	62	59			8	6	73
福岡市	1					1	24			1	2	27	24			1	2	27
函館市						6	6			2	1	9	6			2	1	9
旭川市	2			1		3	11			1	1	13	11			1	1	13
秋田市	1					1	15			2		17	16			2		18
郡山市						17	17			6		23	17			6		23
いわき市						35	35	1		4		39	40	1		4		44
宇都宮市	1	1				1	18	2		3	1	22	19	2		3	1	23
川崎市	1					1	15	1		1		16	16	1		1		17
船橋市						19	19			1		20	21			1		22
横須賀市	5	5				5	17	9		1		18	17	9		1		18
相模原市	1			1		2	16			2	12	30	16			2	12	30
新潟市	2					2	43	1		8	24	75	43	1		8	24	75
富山市	2					2	32	2	1	2	1	36	36	2	1	2	1	40
金沢市	1					1	29	1		2	1	32	29	1		2	1	32
長野市						22	22	2		6		28	22	2		6		28
岐阜市	1					1	23			6		29	24			6		30
浜松市	1			1		2	53	4		12	7	72	58	4		13	7	78
豊橋市						18	18			1		19	24			1		25
岡崎市	1					1	31			4		35	31			4		36
豊田市						21	21			3		24	53			4		57
堺市	1			1		2	29			4	11	44	41			4	11	56
高槻市						11	11	1		2		14	11		1		2	14
東大阪市						14	14			2		18	14			2		18
姫路市	2					2	44			3	3	50	61			3	8	72
奈良市				2		2	13	1		12	2	27	13	1		13	2	28
和歌山市	1			6		7	29			31	2	62	34			31	2	67
岡山市	3					3	49	9		9	7	65	49	9		9	7	65
倉敷市	3					3	44			10	3	57	62			11	3	76
福山市						50	50			11	7	68	52			14	7	73
下関市	2					2	24			1	1	26	35			2	1	38
高松市						22	22	1		1	1	24	24			1	1	26
松山市	1					1	32			2	4	38	33			2	4	39
高知市						13	13			4	10	27	13			4	10	27
長崎市				1		1	21			13		34	21			13		34
熊本市				1		1	18			4	2	24	18			4	2	24
大分市	1	1			2	3	30	8	1	3	10	44	34	8	1	3	10	48
宮崎市						12	12	1		2	3	17	12	1		2	3	17
鹿児島市						19	19			9	10	38	19			10	11	40
合 計	365	17	1	106	103	575	8149	229	32	1627	1675	11483	8984	229	32	1688	1718	12422

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 6 (1) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	製鋼用電気炉		亜鉛回収施設				小計		アルミニウム合金製造施設							
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		溶鉱炉		乾燥炉		溶解炉		乾燥炉					
			報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数				
北海道																
青森県																
岩手県												1				
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県												2				
茨城県			1	1				2	2							
栃木県					1	1		1	1							
群馬県																
埼玉県												1				
千葉県													1			
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県												1				
石川県																
福井県												3				
山梨県																
長野県												1				
岐阜県												3				
静岡県												1	1			
愛知県										1	5					
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府													1			
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県							3		3							
佐賀県																
長崎県																
熊本県												1				
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
静岡市																
名古屋市												1				
京都市																
大阪市		1														
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市																
富山市		1														
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市												1	1			
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市						1		1	2		2					
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市											1	1				
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	2	1	1	0	1	2	5	0	1	3	8	2	22	2	4

表 - 6 (2) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種別 - 都道府県・政令市別)

	7/26合金製造施設		廃棄物焼却炉				廃棄物焼却炉				廃棄物焼却炉							
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	4t/h以上		2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等の報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数				
			報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数								
北海道								1					4	1			3	
青森県									1				1	1			6	
岩手県		1							2				4				2	
宮城県																		
秋田県																	1	
山形県									1				1	2			2	
福島県													3					
茨城県													4	1			9	
栃木県									1				1	6			6	
群馬県													3	1			2	
埼玉県		1							2				3				2	
千葉県		1											2				10	
東京都								1						1			3	
神奈川県														1			1	
新潟県													1					
富山県		1											1				1	
石川県																	3	
福井県			3														5	
山梨県													1					
長野県													1	1			3	
岐阜県		1															3	
静岡県	1	4															13	
愛知県	1	5															6	
三重県													1				2	
滋賀県									2				2	1			1	
京都府								1									4	
大阪府		1											2	2			3	
兵庫県							2		2	2			2	1			1	
奈良県																	3	
和歌山県																	1	
鳥取県																	5	
島根県													1				1	
岡山県																	1	
広島県									2	1			2				5	
山口県																	3	
徳島県													3	2			9	
香川県													1	1			1	
愛媛県													1				3	
高知県																		
福岡県									2				3				19	
佐賀県			1	1		1	2	2	2									
長崎県							2		2									
熊本県		1											1					
大分県																		
宮崎県									2				1				3	
鹿児島県													1				2	
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市		1					3											
さいたま市																	2	
千葉市																		
横浜市							1						4				3	
川崎市							1											
静岡市													1					
名古屋市		1												1			3	
京都市									6				2					
大阪市													2				1	
神戸市													3					
広島市													5				1	
北九州市															1		1	
福岡市							3											
函館市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市										1			1					
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																	1	
富山市													1				1	
金沢市																	1	
長野市													1					
岐阜市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市	1	1	1			1	2		2				1	1			1	
堺市										1			1	2			2	
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市													1	1			2	
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市													2					
倉敷市		2							1								1	
福山市																	3	
下関市																		
高松市																		
松山市	1	1												1	1		2	
高知市																		
長崎市																		
熊本市																	1	
大分市							2						1					
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	4	26	5	1	0	18	8	2	0	22	13	0	0	84	28	2	0	174

表 - 6 (3) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉												合 計			
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小 計				報告 施設数	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
	報告 施設数	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数				
北海道	2			2				3				10	3			10
青森県					1			3				9	3			9
岩手県				1				2				9	2			10
宮城県																
秋田県												1				1
山形県	1			1				4				4	4			4
福島県												3				5
茨城県	1			3				4				20	4			22
栃木県								7				7	8			8
群馬県	2	1		3	1			2	4	1		10	4	1		10
埼玉県	1			3				2	1			12	1			13
千葉県	1			2				1				14	1			15
東京都					1			4	2			8	2			8
神奈川県	1	1		1				2	1			2	2	1		2
新潟県					1			1				2	1			2
富山県	1			5				1				7	1			8
石川県												3				3
福井県				1								6				9
山梨県												1				1
長野県				2				1				6	1			6
岐阜県				1				3				7				8
静岡県				2				1	1			21	2			25
愛知県				3				3				18	1			23
三重県				3								6				6
滋賀県	1			1				4				4	4			4
京都府				2								7				7
大阪府	2			4				3	2			12	2			13
兵庫県									5			5	5			5
奈良県								1				4				4
和歌山県								2				3				3
鳥取県				2								7				7
島根県				1				1				4				4
岡山県	1			1	1			2	2			4	2			4
広島県				1				1				11	1			11
山口県												3				3
徳島県	3			4				1	5			17	5			17
香川県				1				2	1			5	1			5
愛媛県												4				4
高知県																
福岡県				3				6				33				36
佐賀県									3	3		3	3	3		3
長崎県				1					3			3	3			3
熊本県				1								2				3
大分県																
宮崎県												6				6
鹿児島県												3				3
沖縄県																
札幌市									1			3	1			3
仙台市																
さいたま市				1				2				5				5
千葉市																
横浜市				1								9				9
川崎市				1				1				3				3
静岡市	1			2				1				3	1			3
名古屋市				1				1				5	1			6
京都市				1								9				9
大阪市												3				4
神戸市												3				3
広島市												6				6
北九州市								1				1	1			1
福岡市												3				3
函館市																
旭川市																
秋田市																
郡山市				1								1				1
いわき市																
宇都宮市																
川越市								1				1	1			1
船橋市																
横須賀市																
相模原市				2								2				2
新潟市												1				1
富山市				1				1				2	1			3
金沢市				1								2				2
長野市												1				1
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市								1				1				1
豊田市									4	1		4	5	1		5
堺市	2			2				5				5	5			5
高槻市																
東大阪市																
姫路市				1				1				4	1			4
奈良市				1								1				1
和歌山市												2				2
岡山市												2				6
倉敷市												4				4
福山市				1												
下関市																
高松市																
松山市								1	1			2	2	1		3
高知市																
長崎市																
熊本市												1				1
大分市				1								1				1
宮崎市					1			1	3			4	3			4
鹿児島市																
合 計	21	2	0	74	6	0	0	48	81	7	0	420	88	7	0	456

表 - 7 (1) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	硫酸塩 ¹⁾ (ケフト ¹⁾)又は 亜硫酸塩 ¹⁾ (ケフト ¹⁾)の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カ-パ-ド ¹⁾ 法 ¹⁾ の製造の用に供する ¹⁾ の洗浄施設			¹⁾ の製造の用に供する ¹⁾ の洗浄施設			塩化 ¹⁾ の製造の用に 供する ¹⁾ の洗浄施設						
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)				
北海道	6		6													
青森県	1		1													
岩手県	1		1													
宮城県	2		2	1		1										
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県				1		1										
埼玉県																
千葉県							1		1							
東京都																
神奈川県																
新潟県						1	1									
富山県	1		1													
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県							1		1							
岐阜県	1		1													
静岡県	6		6				1		1							
愛知県	1		1													
三重県	1		1								1	1				
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県	1		1							1		1				
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1		1													
島根県	1		1													
岡山県																
広島県	3		3													
山口県	1		1							2		2				
徳島県	1		1													
香川県																
愛媛県	1		1													
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県	1		1													
大分県																
宮崎県	1		1													
鹿児島県	1		1													
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市				1		1										
川崎市																
静岡市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市	1		1													
秋田市	1		1													
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
新潟市	1		1													
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市										1		1				
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	35	0	0	35	3	0	1	4	3	0	0	3	4	0	1	5

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (2) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	加`ロ`の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シ`の分離施設、廃ガス洗浄施設			加`````又は加````の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-`の酸水素`の製造の用に供する過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			シ`の`の製造の用に供する`化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、`化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シ`の`洗浄施設及び熱風乾燥施設						
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)				
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県							1		1							
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県							1		1							
愛知県	1		1													
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県										1		1				
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
静岡市																
名古屋市	1		1													
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
秋田市																
郡山市																
いわき市						1		1								
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
機張市																
相模原市																
新潟市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
浜松市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
堺市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (3) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	ア) 溶融炉又はその合金の製造の用に供する熔焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの						
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)				
北海道											6	1	7			
青森県											7		7			
岩手県											4		4			
宮城県											2		2			
秋田県																
山形県											3	1	4			
福島県											10		10			
茨城県											7	1	5			
栃木県	2			2							2	3	5			
群馬県											9		9			
埼玉県											9		9			
千葉県											20	1	21			
東京都											4		4			
神奈川県											6	1	7			
新潟県											5	1	5			
富山県	6			6							4		4			
石川県											3		3			
福井県											7		7			
山梨県											1		1			
長野県																
岐阜県											11	2	13			
静岡県	2			2					1	1	26	8	3			
愛知県											18	4	22			
三重県											3	2	5			
滋賀県	1			1							2	1	3			
京都府											3		3			
大阪府											11	2	13			
兵庫県											10		1			
奈良県											1		1			
和歌山県											1		1			
鳥取県											1		1			
島根県												1				
岡山県																
広島県											3		3			
山口県											12		12			
徳島県											7		7			
香川県											3		3			
愛媛県					1			1			5		5			
高知県													1			
福岡県											2		3			
佐賀県											1	1	1			
長崎県																
熊本県											1		1			
大分県												1	1			
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市											1		1			
仙台市											4		4			
さいたま市											3		1			
千葉市											11		11			
横浜市	1			1							14		14			
川崎市											4	1	1			
静岡市											3	1	4			
名古屋市	1			1							1		1			
京都市											1		1			
大阪市											1		1			
神戸市											2		2			
広島市											3		3			
北九州市																
福岡市											2		2			
函館市											2		2			
旭川市											2		2			
秋田市											2		2			
郡山市											1		1			
いわき市					1			1			5		5			
宇都宮市											1		1			
川崎市											2		2			
船橋市																
機張市																
相模原市																
新潟市											2		2			
富山市											3		3			
金沢市																
長野市											1		1			
岐阜市											1		1			
浜松市											2		2			
豊橋市											3		3			
岡崎市											2		2			
豊田市																
堺市											1		1			
高槻市																
東大阪市											3		3			
姫路市											4		4			
奈良市																
和歌山市											2		2			
岡山市											2		2			
倉敷市											6		6			
福山市											2		2			
下関市	1			1												
高松市																
松山市											1		1			
高知市																
長崎市											1		1			
熊本市											1		1			
大分市											2		2			
宮崎市																
鹿児島市																
合計	14	0	0	14	3	0	0	3	1	0	0	1	328	33	28	389

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (4) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			70%類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設			下水道終末処理施設			水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設						
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)				
北海道	1			1			5			5						
青森県							1			1						
岩手県							1			1						
宮城県							2			2						
秋田県										1		1				
山形県							1			1						
福島県																
茨城県						1	1	4		4						
栃木県							2			2	1	1				
群馬県							3	1		4						
埼玉県							10			10						
千葉県	1			1	1		3			3	4	4				
東京都							20	1		21						
神奈川県					1		12			12						
新潟県										3	2	5				
富山県							2		1	3						
石川県																
福井県							1			1						
山梨県							1			1						
長野県							2			2						
岐阜県							3			3						
静岡県							2			2						
愛知県		1		1			7			7						
三重県									2	2	1	1				
滋賀県							2			2						
京都府							2			2						
大阪府							14			14						
兵庫県							9			9						
奈良県							1			1						
和歌山県																
鳥取県							4			4						
島根県							1			1						
岡山県							1			1						
広島県																
山口県							1			1	2	2				
徳島県																
香川県										2		2				
愛媛県																
高知県																
福岡県										1		1				
佐賀県																
長崎県							2			2						
熊本県																
大分県																
宮崎県							1			1						
鹿児島県																
沖縄県					1		1			1		1				
札幌市							3			3						
仙台市							2			2						
さいたま市																
千葉市	1			1			2			2	1	1				
横浜市	1			1			6			6	2	2				
川崎市	1			1			2			2						
静岡市							3			3						
名古屋市							5			5						
京都市							4			4						
大阪市							8			8						
神戸市							5			5						
広島市							5			5						
北九州市							3			3						
福岡市							3			3						
函館市							1			1						
旭川市							1			1						
秋田市							1	1		2						
郡山市							1			1	1	1				
いわき市							1			1						
宇都宮市										1		1				
川崎市																
船橋市																
横須賀市							2			2						
相模原市																
新潟市							1			1						
富山市							1			1	2	2				
金沢市							1			1						
長野市							3			3						
岐阜市							2			2						
浜松市					1		2		1	2						
豊橋市							1			1						
岡崎市							1			1						
豊田市																
堺市							2			2						
高槻市							1			1						
東大阪市							2			2						
姫路市							2			2						
奈良市																
和歌山市							2			2	1	1				
岡山市							1			1						
倉敷市							1			1						
福山市							1			1						
下関市							1			1						
高松市							1			1						
松山市																
高知市							1			1	1	1				
長崎市										1		1				
熊本市							2			2						
大分市										2		2				
宮崎市							1			1						
鹿児島市							1			1						
合計	5	1	0	6	4	0	1	5	209	3	3	215	25	2	3	30

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (5) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	合 計			報告対象 事業場数 (a+b+c)
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	
北海道	18		1	19
青森県	9			9
岩手県	6			6
宮城県	7			7
秋田県	1			1
山形県	4	1		5
福島県	11			11
茨城県	11	1	6	18
栃木県	6	4		10
群馬県	13	1		14
埼玉県	19			19
千葉県	30	1		31
東京都	24	1		25
神奈川県	19	1		20
新潟県	8	1	8	17
富山県	13		1	14
石川県	3			3
福井県	8			8
山梨県	2			2
長野県	3			3
岐阜県	15	2		17
静岡県	39	8	3	50
愛知県	27	5		32
三重県	4	2	9	15
滋賀県	5	1		6
京都府	5			5
大阪府	25	2		27
兵庫県	21		1	22
奈良県	2			2
和歌山県	1		1	2
鳥取県	6			6
島根県	2	1		3
岡山県	1			1
広島県	6			6
山口県	18			18
徳島県	8			8
香川県	3			3
愛媛県	10			10
高知県			1	1
福岡県	4		3	7
佐賀県	1	1	1	3
長崎県	2			2
熊本県	2			2
大分県		1		1
宮崎県	2			2
鹿児島県	1			1
沖縄県	2			2
札幌市	3			3
仙台市	3			3
さいたま市	4			4
千葉市	7		1	8
横浜市	22			22
川崎市	17			17
静岡市	7	1	1	9
名古屋市	10	1		11
京都市	4	1		5
大阪市	9			9
神戸市	6			6
広島市	7			7
北九州市	6			6
福岡市	3			3
函館市	1			1
旭川市	2			2
秋田市	4	1		5
郡山市	3	1		4
いわき市	8			8
宇都宮市	2			2
川越市	2			2
船橋市				
機張賀市	2			2
相模原市				
新潟市	4			4
富山市	6			6
金沢市	1			1
長野市	4			4
岐阜市	3			3
浜松市	5			5
豊橋市	4			4
岡崎市	3			3
豊田市				
堺市	3			3
高槻市	1			1
東大阪市	5			5
姫路市	6			6
奈良市				
和歌山市	5			5
岡山市	3			3
倉敷市	8			8
福山市	3			3
下関市	2			2
高松市	1			1
松山市	1			1
高知市	2			2
長崎市	2			2
熊本市	3			3
大分市	4			4
宮崎市	1			1
鹿児島市	1			1
合 計	640	39	37	716

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 8 (1) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルミ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道							1	1
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県							1	
千葉県							1	
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県					1	1		
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府							1	
大阪府								
兵庫県		1						
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県							1	
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市							1	
静岡市								
名古屋市								
京都市							1	
大阪市								
神戸市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
川崎市								
船橋市								
横須賀市								
相模原市								
新潟市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
浜松市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
堺市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
奈良市								
和歌山市								
岡山市							1	
倉敷市				1				
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
長崎市								
熊本市								
大分市							1	
宮崎市								
鹿児島市								
合計	0	1	0	1	1	9	1	1

表 - 8 (2) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	70%類の破壊の用に供する施設のうち ブラス反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数	報告事業場数	報告期限到来前 に廃止届出がな された事業場数
北海道					1	1
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						1
千葉県						1
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県					1	1
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						1
大阪府						2
兵庫県				1		
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						1
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						1
静岡市						
名古屋市	1	1	1	1	2	2
京都市						1
大阪市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
川崎市						
船橋市						
横須賀市						
相模原市						
新潟市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
浜松市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
堺市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
奈良市						
和歌山市						
岡山市						1
倉敷市						1
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
長崎市						
熊本市						
大分市						1
宮崎市						
鹿児島市						
合 計	1	1	1	2	4	15

表 - 9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	1,387	64
文書指導件数	1,392	75
一時使用停止命令	4	0
その他	4	0

注) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。表 - 2 に計上した指導件数から一部再掲。

表 - 11 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	55	0
口頭指導件数	19	0
文書指導件数	24	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	3	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	3	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	3	0
その他	6	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成17年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。また、平成17年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

表 - 10 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他
北海道	17	14			1	7		
青森県	10							
岩手県	19	11		1				
宮城県	3							
秋田県	2							
山形県	1	2						
福島県	16	14			3	3		
茨城県	41	9						
栃木県	53	1			1			
群馬県	12							
埼玉県	92	2						
千葉県		101				1		
東京都	33	3						
神奈川県	12							
新潟県	20	50		1	1	1		
富山県	7	36				3		
石川県	24							
福井県	11	21				3		
山梨県	47							
長野県	12	1						
岐阜県	10	18						
静岡県	43	16						
愛知県	7	1						
三重県	49	17			2			
滋賀県	6	30				3		
京都府								
大阪府	94	94			19	19		
兵庫県	69	2						
奈良県	69							
和歌山県	5							
鳥取県	36	12			2			
島根県	7							
岡山県	10	7		1	1			
広島県	42	14						
山口県	2							
徳島県	30	106						
香川県	11	53						
愛媛県	41							
高知県		88						
福岡県	51	130			9	2		
佐賀県	6							
長崎県	19							
熊本県	67	1			2			
大分県	4	4		1				
宮崎県	4		4					
鹿児島県		138						
沖縄県	43	57						
札幌市		1						
仙台市	1							
さいたま市	1							
千葉市		51				10		
横浜市	9	19						
川崎市								
静岡市		30						
名古屋市	11	8						
京都市		9				1		
大阪市	2	1						
神戸市	6	4						
広島市	16				7			
北九州市	2							
福岡市	9	4			4			
函館市	1							
旭川市	1							
秋田市								
郡山市								
いわき市	3	3						
宇都宮市	1							
川崎市								
船橋市	1							
横須賀市								
相模原市								
新潟市	23	80			5	20		
富山市	9							
金沢市	3	2						
長野市	2							
岐阜市	34				6			
浜松市	5	5						
豊橋市	1							
岡崎市	1							
豊田市								
堺市								
高槻市	2							
東大阪市								
姫路市	4	2						
奈良市	4	3						
和歌山市		38						
岡山市	28	39			1	2		
倉敷市								
福山市	2							
下関市	2	1						
高松市	1							
松山市	11	18						
高知市	10	8						
長崎市	9							
熊本市	1							
大分市	2	13						
宮崎市	3							
鹿児島市	9							
合計	1387	1392	4	4	64	75	0	0

表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成17年4月1日～平成18年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	1
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	1
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成18年3月31日現在	
対策地域指定件数（累計）	4
対策事業実施中の指定対策地域数	0
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数（累計）	3

表 - 2 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係 - 全国）

（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定	0	0

表 - 3 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
静岡市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
川崎市						
船橋市						
横須賀市						
相模原市						
新潟市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
浜松市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
堺市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
奈良市						
和歌山市						
岡山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成18年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	12団体 岩手県、埼玉県、 東京都、神奈川県、 岐阜県、三重県、 兵庫県、熊本県、 横浜市、川崎市、 名古屋市、高知市	8団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、岐阜県、 三重県、横浜市、 川崎市、高知市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、川崎市、 高知市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法 - 全国）¹

	平成17年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 b	既設 c	瀬戸内 法から の移行 2 d1	瀬戸内 法への 移行 2 d2	廃止等 3 e	平成18年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 - d2-e	特定 事業場数 4	鉱山保安法等関係法令施設 ⁵		
									平成17年 3月31日 現在の 設置基数	平成18年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 4
硫酸塩バブル（ケラトバブル）又は亜硫酸バブル（オキサイドバブル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	81	1	0	0	0	2	80	29	0	0	0
カーボン法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	51	0	0	0	1	0	50	38	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	9	7	0	0	0	0	16	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	6	0	0	0	6	3	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0
カーボン酸の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
4-クロロベンゼン又は2,4-ジクロロベンゼンの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	1	0	0	0	1	6	2	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ジオキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
シリコンエポキシ樹脂の製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンエポキシ樹脂洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	73	5	0	0	0	3	75	37	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	15	0	0	0	0	0	15	4	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	1	224	0	0	0	225	6	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,031	39	2	0	0	2,020	1,007	13(5)	13(5)	9(4)
	灰の貯留施設	815	15	0	0	0	810	397	0	0	0
	小計	2,846	54	2	0	0	2,830	1,404	13(5)	13(5)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	125	37	0	0	0	2	160	18	0	0	0
PFOS類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	10	45	0	0	1	54	35	0	0	0
下水道終末処理施設	255	4	1	-	-	5	255	219	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	89	5	2	0	0	5	91	27	2	2	2
合計	3,577	125	280	0	1	91	3,890	1,832	15(5)	15(5)	11(4)

- 1 瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内海法）に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の（ ）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）¹

	平成17年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 b	既設 c	法から の移行 2 d1	法への 移行 2 d2	廃止等 3 e	平成18年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 4	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩ハルブ(ケラトハルブ)又は亜硫酸ハルブ(サルファイトハルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	16	2	0	0	0	0	18	7	0
カーボイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2	0	0	1	0	0	3	3	0
硫酸カドムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
カドミウム酸化物の製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジメチルアミン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロム酸又はジクロム酸の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロム酸水素トリオムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロム-1,4-ナフトンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジチオンアモニウムイソットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオンアモニウムイソット洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	4	0	0	0	0	1	3	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	0	0	3	1	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって污水又は廃液を排出するもの	214	4	0	0	0	8	210	80	0
	29	1	0	0	0	4	26	7	0
	243	5	0	0	0	12	236	87	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アゾ類の破壊の用に供する施設のうちラジカル反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	1	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	12	0	1	0	0	0	13	7	0
合計	305	7	2	1	0	16	299	112	0

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法（法）に基づく届出は含まない。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.3	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.21ng-TEQ/m3N)。	山口県

アルミニウム合金製造用溶解炉 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.6	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.19ng-TEQ/m3N)。	長崎県

廃棄物焼却炉(4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
3	1	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	北海道
2.9	1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.33ng-TEQ/m3N)。	千葉県
1.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.99ng-TEQ/m3N)。	静岡県
1.1	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.096ng-TEQ/m3N)。	神奈川県

廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
9	1	行政	結果報告等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.86ng-TEQ/m3N)。	山形県
8.5	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.088ng-TEQ/m3N)。	川崎市
2.4	1	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山形県

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
250	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	茨城県
30	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
16	5	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.7ng-TEQ/m3N)。	三重県
13	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m3N)。	横浜市
5.9	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.7g-TEQ/m3N)。	新潟県

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 新設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
70	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.1ng-TEQ/m3N）。	静岡県
62	5	行政	改善等を文書指導。改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎県
41	5	行政	改善等を文書指導。改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定実施。測定結果報告待ち。	宮崎県
34	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（4.3ng-TEQ/m3N）。	山形県
30	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.82ng-TEQ/m3N）。	船橋市
24	5	行政	改善命令。H18.4.12施設使用廃止届出。	熊本県
24	5	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	熊本市
22	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.3ng-TEQ/m3N）。	埼玉県
21	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	北海道
21	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.17ng-TEQ/m3N）。	茨城県
18	5	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.63ng-TEQ/m3N）。	滋賀県
17	5	設置者	口頭指導。施設使用停止継続中。施設廃止予定。	川越市
15	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定による測定で基準値以下（0.63ng-TEQ/m3N）。	宮城県
15	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（4.6ng-TEQ/m3N）。	東京都
15	5	設置者	改善等を口頭指導。H18.3.27施設使用廃止届出。	長崎県
14	5	設置者	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下（0.063ng-TEQ/m3N）。	福島県
13	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
13	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.92ng-TEQ/m3N）。	仙台市
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	茨城県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.21ng-TEQ/m3N）。	長野県
11	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（3.3ng-TEQ/m3N）。	島根県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.7ng-TEQ/m3N）。	山口県
9.9	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.1ng-TEQ/m3N）。	神奈川県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
9.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山形県
9.6	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.94ng-TEQ/m3N)。	秋田県
9.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	茨城県
9.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査実施。測定結果報告待ち。	岡山県
8.9	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	福井県
8.8	5	設置者	改善等を文書指導。H17.11.17施設使用廃止届出。	岩手県
8.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による検査実施。測定結果報告待ち。	山形県
8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.7ng-TEQ/m3N)。	茨城県
7.9	5	行政	一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定による測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m3N)。	宮城県
7.9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	埼玉県
7.8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.031ng-TEQ/m3N)。	青森県
7.7	5	設置者	H18.3.22施設使用廃止届出。	長野県
7.5	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m3N)。	青森県
7.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.080ng-TEQ/m3N)。	神奈川県
7.3	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	滋賀県
6.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.82ng-TEQ/m3N)。	山梨県
6.7	5	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	熊本県
6.1	5	設置者	改善等を文書指導。H18.4.14施設使用廃止届出。	山形県
6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	青森県
5.9	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定による測定で基準値以下(0.48ng-TEQ/m3N)。	宮城県
5.9	5	行政	改善等を文書指導。H17.9.14施設使用廃止届出。	千葉県
5.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.7ng-TEQ/m3N)。	広島県
5.5	5	行政	改善等を文書指導。H17.3.10施設使用廃止届出。	岩手県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.5	5	設置者	改善等を口頭指導 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.26ng-TEQ/m3N)。	松山市

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉 (火格子面積2m2以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。) を含む。

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1000	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (4.0ng-TEQ/m3N)。	香川県
680	10	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.1ng-TEQ/m3N)。	徳島県
250	10	設置者	一時停止命令。H18.5.17施設使用廃止届出。	岡山県
90	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.5ng-TEQ/m3N)。	新潟県
87	10	行政	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	埼玉県
71	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.8ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
66	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.7ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
50	10	設置者	改善等を文書指導。H18.2.27施設使用廃止届出。	兵庫県
47	10	設置者	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.78ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
45	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.26ng-TEQ/m3N)。	兵庫県
42	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (7.6ng-TEQ/m3N)。	鹿児島県
41	10	行政	文書指導。H17.11.21施設使用廃止届出。	岐阜県
41	10	行政	改善命令及び一時停止命令 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	滋賀県
41	10	行政	改善等を口頭指導。行政検査で基準値以下 (6.3ng-TEQ/m3N)。	横浜市
40	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (1.4ng-TEQ/m3N)。	北海道
38	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.1ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
37	10	設置者	施設使用停止継続中。施設廃止予定。	長崎市
36	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.8ng-TEQ/m3N)。	埼玉県
36	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.48ng-TEQ/m3N)。	埼玉県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
35	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.3ng-TEQ/m3N)。	高松市
34	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	京都市
33	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	鳥取県
31	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m3N)。	新潟県
30	10	行政	改善等を文書指導。H18.2.27施設使用廃止届出。	富山県
29	10	行政	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	埼玉県
28	10	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	山梨県
26	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	滋賀県
26	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.7ng-TEQ/m3N)。	徳島県
24	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.9ng-TEQ/m3N)。	長崎県
24	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(5.5ng-TEQ/m3N)。	宮崎県
22	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	北海道
21	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.3ng-TEQ/m3N)。	青森県
21	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。H18.3.23施設使用廃止届出。	滋賀県
21	10	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m3N)。	熊本市
20	10	行政	一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮城県
20	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(6.8ng-TEQ/m3N)。	熊本県
19	10	設置者	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.2ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
18	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(3.1ng-TEQ/m3N)。	鳥取県
17	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.1ng-TEQ/m3N)。	愛知県
16	10	設置者	口頭指導。H18.6.9施設使用廃止届出。	仙台市
16	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.60ng-TEQ/m3N)。	さいたま市
16	10	行政	改善等を口頭指導。行政検査で基準値以下(4.8ng-TEQ/m3N)。	横浜市

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
16	10	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	京都市
15	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6ng-TEQ/m3N)。	青森県
15	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	群馬県
15	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	長崎県
15	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.7ng-TEQ/m3N)。	鹿児島市
14	10	行政	改善等を文書指導。H17.12.7施設使用廃止届出。	山形県
14	10	設置者	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m3N)。	佐賀県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m3N)。	名古屋市
13	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.5ng-TEQ/m3N)。	山梨県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.53ng-TEQ/m3N)。	滋賀県
13	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査実施。測定結果報告待ち。	岡山県
13	10	行政	改善等を文書指導。原因及び改善策を確認。	広島県
12	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(9.2ng-TEQ/m3N)。	栃木県
12	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.2ng-TEQ/m3N)。	栃木県
12	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(8.5ng-TEQ/m3N)。	三重県
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.4ng-TEQ/m3N)。	福岡県
12	10	行政	改善等を文書指導。改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	宮崎県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(5.1ng-TEQ/m3N)。	青森県
11	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m3N)。	栃木県
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	新潟県
11	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.3ng-TEQ/m3N)。	長野県
11	10	行政	改善等を文書指導。H18.2.21施設使用廃止届出。	滋賀県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.088ng-TEQ/m3N)。	宮崎県

測定結果 (ng-TEQ/m3N)	基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
11	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.1ng-TEQ/m3N)。	さいたま市

注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成17年度中及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
33	10	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設	行政	改善命令。改善対策中の行政検査で基準値以下(1.6pg-TEQ/L)。	いわき市

注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成17年度中及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)^{注1)}

平成18年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		127	1
措置後の対応状況	基準達成	75	0
	対策実施中	34	1
	廃止	15	0
	休止	3	0

注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3
 に、それ以降の状況(平成18年6月30日まで)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成18年4月1日～平成18年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	657	13
文書指導件数	432	1
一時使用停止命令	1	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	0	0
その他	43	0

注) 表 - 1 (大気基準適用施設) 及び表 - 3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表 - 7 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道	2									
青森県	16	4								
岩手県	6	3								
宮城県			1							
秋田県										
山形県	6									
福島県	11									
茨城県	80						5			
栃木県	7									
群馬県	5									
埼玉県	16	16								
千葉県	11	2						1		
東京都										
神奈川県					41					
新潟県	22	1					1			
富山県	18									
石川県										
福井県	3									
山梨県										
長野県	4	1								
岐阜県	17									
静岡県	16									
愛知県	12	1								
三重県	21						1			
滋賀県	6									
京都府										
大阪府	6									
兵庫県							1			
奈良県										
和歌山県	12									
鳥取県	16									
島根県	3									
岡山県										
広島県	26	5								
山口県	2									
徳島県		44								
香川県	4									
愛媛県										
高知県	2									
福岡県	76	192					3			
佐賀県	6									
長崎県					1					
熊本県	11				1					
大分県	19						1			
宮崎県										
鹿児島県	70	138								
沖縄県	3									
札幌市	1									
仙台市										
さいたま市	1	3								
千葉市	3						1			
横浜市	2	3								
川崎市										
静岡市										
名古屋市	2	10								
京都市	5	5								
大阪市										
神戸市	12									
広島市	3									
北九州市	2									
福岡市	2	1								
函館市	1									
旭川市	1	1								
秋田市										
郡山市										
いわき市	3									
宇都宮市										
川越市										
船橋市	1									
横須賀市										
相模原市				1						
新潟市	4									
富山市	2									
金沢市	1									
長野市										
岐阜市										
浜松市	7									
豊橋市										
岡崎市	1									
豊田市										
堺市	9									
高槻市	3									
東大阪市										
姫路市	7									
奈良市	2									
和歌山市	4									
岡山市	12									
倉敷市										
福山市	10									
下関市	2	1								
高松市	1									
松山市	4									
高知市	2									
長崎市										
熊本市	2									
大分市										
宮崎市	1									
鹿児島市	9									
合計	657	432	1	0	43	13	1	0	0	0

表 - 5 及び表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成18年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成18年4月1日～平成18年6月30日）

大気基準適用施設		平成18年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1)注2)</small>		左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況 <small>注3)注4)注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鋳の製造の用に供する焼結炉		4	0	0	4	0	0
製鋼用電気炉		14	3	2	13	1	1
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉)		0	0	0	0	0	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		43	40	16	42	0	25
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	74	49	32	68	0	23
	2 t/h以上～4 t/h未満	96	136	90	87	8	47
	2 t/h未満 ^{注6)}	1,457	1,490	602	1,314	82	949
	小計	1,627	1,675	724	1,469	90	1,019
合計		1,688	1,718	742	1,528	91	1,045

注1) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成17年度から引き続き休止状態にある施設及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3}

（平成18年4月1日～平成18年6月30日）

水質基準対象施設	平成18年3月31日現在の未報告事業場数 <small>注2）注4）</small>		左記に計上した事業場の平成18年6月30日までの状況 <small>注5）注6）</small>			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0	0	0
カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	1	1	0	0	0
硫酸カウム製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	1	1	0	0	0
カーボラタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジメチルジシロキサンイソプレートの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	33	28	14	30	3	14
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	0	0	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1	0	0	0	1
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	3	3	3	2	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	3	3	2	0	0
合計	39	37	22	34	3	17

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成17年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成18年4月1日から平成18年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表 - 10 (1) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設 焙焼炉					
	平成18年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況				平成18年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況				平成18年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県								1										
栃木県								1										
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都								1	1									
神奈川県																		
新潟県							2		1				1					
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県								3				2	1					
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県							1					1						
岡山県																		
広島県																		
山口県							6					6						
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
静岡市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市	1																	
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市	3																	
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	4	0	0	4	0	0	14	3	2	13	1	1	0	0	0	0	0	0

表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (2) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	垂鉛回収施設																	
	焼結炉						溶鉱炉						溶解炉					
	平成18年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況				平成18年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況				平成18年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
静岡市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	01	01	02	02	02	01	01	01	02	01	02	01	01	02	02	02	02	01

表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (3) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設										アルミニウム合金製造施設									
	乾燥炉					小 計					焙焼炉									
	平成18年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況			平成18年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況			平成18年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成18年6月30日までの状況							
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定		
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県																				
茨城県																				
栃木県																				
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市																				
川崎市																				
静岡市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市																				
宇都宮市																				
川崎市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
新潟市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
浜松市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
堺市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市																				
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合 計	01	01	02	02	02	01	01	02	02	02	01	01	02	02	01	01	02	02		

表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10(4) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設																	
	溶解炉						乾燥炉						小計					
	平成18年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況				平成18年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況				平成18年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県	1					1								1				1
秋田県																		
山形県																		
福島県	3			3										3				3
茨城県		4				4									4			4
栃木県		3	3				1				1			1	3	3		1
群馬県																		
埼玉県	2	7		2		7								2	7		2	7
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県	1	3	3	1										1	3	3	1	
石川県																		
福井県																		
山梨県		1				1								1				1
長野県	1			1										1				1
岐阜県	1			1										1				1
静岡県	10	1		10		1								10	1		10	1
愛知県	6			6										6				6
三重県	1	2	1			1								1	2	1		1
滋賀県	3			3										3				3
京都府		1	1											1	1			1
大阪府	2			2			1				1			3			3	
兵庫県		1				1								1				1
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県		8	7	1			1				1			9	7	1		1
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市		1				1								1				1
川崎市																		
静岡市																		
名古屋市																		
京都市	3			3										3				3
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
浜松市	1			1										1				1
豊橋市																		
岡崎市		1	1											1	1			1
豊田市	1			1										1				1
堺市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市		5				5								5				5
奈良市	1			1										1				1
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市	1			1										1				1
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	39	39	16	38	0	2	3	1	0	3	0	1	43	40	16	42	0	25

表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (5) 設置者による測定結果未報告の 대기基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																						
	4t/h以上						2t/h以上 - 4t/h未満						200kg/h以上 - 2t/h未満										
	平成18年3月31日現在の未報告施設数						平成18年3月31日現在の未報告施設数						平成18年3月31日現在の未報告施設数										
	左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況						左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況						左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況										
休止		未測定		報告		休止		廃止等		未測定		休止		未測定		報告		休止		廃止等		未測定	
北海道	4	1	1	2	2	2	2	1	2	1	15	8	3	14	6								
青森県	1					1	1				6	1	1	6									
岩手県		1	1								8	1			9								
宮城県	1					1					1				1								
秋田県							2		2		4	5	2	6	1								
山形県						1				1	3			3									
福島県											8	1		8	1								
茨城県	2	1	1	2		2		2		7	7	3	8	3									
栃木県	3	1	1	3		3	5	2	3	3	6	5	3	9	1	2							
群馬県											7			7									
埼玉県	1					6	1		6	1	19	7	3	19	4								
千葉県	5					2	6	4	2	2	11	5	3	9	2	2							
東京都	18	7	5	18	2	7	7	5	7	2	8	17	10	8	7								
神奈川県	2				1	4	1			3	10	12	8	13	1								
新潟県	2	2				2	18	12	2	6	5	25	18	15	7								
富山県						4		3		1	2	8	8	2									
石川県											2		2										
福井県	1					1					3	1	1	3									
山梨県						4					7			7									
長野県						1					18	2	2	12	6								
岐阜県						6	3	3	6		13	5	3	13	2								
静岡県	1	4				4	14	5	4	9	21	16	1	22	1	13							
愛知県	3					3			3		10	3	3	10									
三重県		1				4	13	3	4	10	9	16	7	9		9							
滋賀県	1					3			3		10	1	1	10									
京都府	2					2			2		6			6									
大阪府	5					2			2		15	1		15	1								
兵庫県	1	4	4				11	10		1	15	21	17	15	2	2							
奈良県	1					2	2			4	4	4		4		8							
和歌山県						5	5				1	29	22	3	2	3							
鳥取県											4	2	2	4									
島根県	1					1	2	2			8	3	2	8	1								
岡山県											7			7									
広島県						3	1	1	3		5	5	5	5									
山口県	3					2			2		19			19									
徳島県	2					1			1		9	3	3	9									
香川県	1	1				1	2	1		1	9	1	2	8									
愛媛県	1					1					1	4	2	1	2								
高知県						1		1			18	4	2	18	2								
福岡県	1	11	11			6	20	20	6		3	44	26	7	14								
佐賀県						1			1		10			10									
長崎県						4			4		11	4	3	11	1								
熊本県											5			5									
大分県						1			1		3	1		3	1								
宮崎県		1									1			1									
鹿児島県											1	8	1	1	7								
沖縄県						6			6		10			3	7								
札幌市																							
仙台市																							
さいたま市																							
千葉市		3	3								3			3									
横浜市	1	2				2	2		2		11	1		11	1								
川崎市		1				1																	
静岡市	1										2	2	1	2	1								
名古屋市											2	1		1	1								
京都市											5	4	3	5	1								
大阪市	1					1					6			6	6								
神戸市						1		1			1			1									
広島市						1			1		3	11	11	3									
北九州市	3	3				3					3	1	1	3									
福岡市											1	1		2									
函館市											2	1		2	1								
旭川市						1			1														
秋田市											2				2								
郡山市											1			1									
いわき市							1				1												
宇都宮市						2					2				1								
川越市																							
船橋市																							
横須賀市																							
相模原市												10	7		3								
新潟市		3	3			2	7	7	2		1	5	5	1									
富山市											1			1									
金沢市											1			1									
長野市											2				2								
岐阜市	1					1					2				2								
浜松市	1					1			1		3		3										
豊橋市																							
岡崎市											2			2									
豊田市	1					1					1			1									
堺市											2	3	4		1								
高槻市																							
東大阪市											2			2									
姫路市												1			1								
奈良市											2			2									
和歌山市											5			5									
岡山市						1			1		6	4	3	6	1								
倉敷市	2					2	1	1	2		4			4									
福山市	2										6			6	1								
下関市											1	1	1	1									
高松市																							
松山市																							
高知市											2	1		2	1								
長崎市						1			1		3			3									
熊本市											1	1	1	1									
大分市											1	5	1	1	4								
宮崎市						2			2		7			7									
鹿児島市																							
合計	74	49	32	68	0	23	96	136	90	87	8	47	475	337	209	431	24	148					

表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (6) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5㎡以上)					
	平成18年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況			平成18年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況			平成18年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	16	4	2	15	1	2	2	3	1	2		2						
青森県	8	6	4	7		3	4	1										
岩手県	8	4	1			11	1					1						
宮城県	11	2				13	3					3	1	1			2	
秋田県																		
山形県	4	4	4	4		2	2	2	2									
福島県	6	2	1	6		1	2	1	1	2								
茨城県	36	44	16	40		24	5	7	1	5		6	3	2	1	3	1	
栃木県	15	32	14	15	2	16	13	1	4	10			2	1			1	
群馬県	5	4	2	5		2	5	2		5			2	1				
埼玉県	14	8	1	14		7	9	21	4	9		17	2	8	1	2	7	
千葉県	60	44	12	59	10	23	15	10	6	13	1	5	1	4	3		1	
東京都	14	16	5	14		11	11	25	4	11		21	3	12	3	3	9	
神奈川県	15	12	5	15	1	6	4	8		5	2	5	2	3	1	3	1	
新潟県	7	26	14	7	1	11	2	10	6	1	1	4		14	7		7	
富山県		10	8			2		3	2				1					
石川県	7	13	7	6		7	1	5	1	1		4						
福井県	3	14	10	5		2	2	2	1	2		1	4			4		
山梨県	7	1	1	7			3			3								
長野県	6	2		4	4		3			3								
岐阜県	17	9	6	16	2	2	8	13	7	8		6	3	2	2	3		
静岡県	21	16	3	20	3	11	7	11	4	8	1	5	4	3	2	4	1	
愛知県	8	2	2	8			4			4			4			3	1	
三重県	9	41	3	11	2	34	4	8	2	5		5	3	3		4	2	
滋賀県	18	7	6	18	1		5	3	3	5			1	2	1	2		
京都府	10	3	1	9	2	1												
大阪府	7	3	1	7		2	1			1			1	2			2	
兵庫県	25	43	19	25	2	22	9	9	2	9	1	6	5	5	2	5	2	
奈良県	21	46				67	4	4				8	1	1			2	
和歌山県	12	27	19	12		8	20	1	1	20			10	3	3	10		
鳥取県	4	11	9	5		1		1				1						
島根県	5	2	1	5		1	1			1				1			1	
岡山県	5					5	2					2	1				1	
広島県	8	12	8	8		4	1	2	2	1			6	1		5	2	
山口県	12	1	1	12			6			6			4			4		
徳島県	9	25	12	9		13	3	5	2	3		3						
香川県	9	5	4	9		1	5	4	3	5		1						
愛媛県	18	24	2		1	39	3	25	3		1	24	2	1			3	
高知県	6	18		6		18	2	3		2		3	1	3		1	3	
福岡県	15	65	21	19		40	4	50	2	7	1	44		14	2		12	
佐賀県	4	6		4		6	1			1								
長崎県	7	4	4	7			2		2				1	1				
熊本県	8	1	1	8			4	2		4		2	5	2	1	5	1	
大分県	2	6		2		6	2	3		2		3	1					
宮崎県	1	5	3			3												
鹿児島県	7	19	1	4	3	18	1	5		1		5						
沖縄県	10	3		7	3	3	4			3	1		2			2		
札幌市								1				1						
仙台市													1		1			
さいたま市	2			2				1				1	4			3	1	
千葉市	2	3		3		2	1	1				1	1					
横浜市	9	2		9		2	2	4		2		4	7	1		7	1	
川崎市		1				1	1											
静岡市	1	17	2	1	1	14	3	8		3		8	2	3	1	2	2	
名古屋市	3	6		3		6		3				3	1	2		1	2	
京都市	11	3	2	12			15			14	1							
大阪市							2					2						
神戸市	4	4	4	4			2		2	1			1					
広島市	2	7	7	2														
北九州市	1	2	1	1		1												
福岡市		1	1															
函館市																		
旭川市														1			1	
秋田市																		
郡山市	2			2			2			2								
いわき市		3				3												
宇都宮市		1				1												
川崎市	1		1															
船橋市		1				1												
横須賀市	1				1													
相模原市	1	1		1		1	1		1					1			1	
新潟市	2	7	7	2			3	2	2	3								
富山市	1	1	1															
金沢市	1							1					1					
長野市	2					2	2						2					
岐阜市	2					2	1											
浜松市	5	2	1	3	2	1	2	4		2		4		1			1	
豊橋市	1					1												
岡崎市	2			2														
豊田市							1			1								
堺市	1	5	2			4	1	2				3		1	1			
高槻市	2		2															
東大阪市		1						1					1					
姫路市	2	2	1	2		1	1			1								
奈良市	4			4			4	2	1	4		1	2			2		
和歌山市	12	2		12		2	8			8			6			6		
岡山市	2	3	2		1	1												
倉敷市	1	2		2			1											
福山市	3	6	5	3		1		1	1									
下関市																		
高松市		1	1				1			1								
松山市	2	4		3		3												
高知市	2	8	2	2		6		1				1						
長崎市	5		5			3		3				1						
熊本市	2		2				1					1	1					
大分市		2				2	2	1		2		1	2				2	
宮崎市		2	2				1		1									
鹿児島市		5	5				1		1									
合計	611	760	285	538	43	505	265	290	74	245	10	226	106	103	34	100	5	70

表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (7) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成18年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況			平成18年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成18年6月30日までの状況		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	39	18	8	35	1	13	39	18	8	35	1	13
青森県	22	10	6	23		3	22	10	6	23		3
岩手県	17	6	2			21	17	6	2			21
宮城県	17	3				20	18	3				21
秋田県	5	7	2	7	2	1	5	7	2	7	2	1
山形県	11	6	6	11			11	6	6	11		
福島県	16	4	2	16		2	19	4	2	19		2
茨城県	55	61	22	60		34	56	65	22	61		38
栃木県	42	44	24	38	3	21	44	47	27	40	3	21
群馬県	19	7	2	19		5	19	7	2	19		5
埼玉県	51	45	9	51		36	53	52	9	53		43
千葉県	94	69	28	88	14	33	94	69	28	88	14	33
東京都	61	84	32	61		52	61	85	33	61		52
神奈川県	31	41	15	37	4	16	31	41	15	37	4	16
新潟県	16	95	59	15	2	35	16	97	60	15	2	36
富山県	2	25	21	2		4	3	28	24	3		4
石川県	8	20	10	7		11	8	20	10	7		11
福井県	14	17	12	16		3	14	17	12	16		3
山梨県	21	1	1	21			21	2	1	21		
長野県	28	4	2	20	10		29	4	2	21	10	
岐阜県	47	32	21	46	2	10	48	32	21	47	2	10
静岡県	58	64	15	59	5	43	68	65	15	69	5	44
愛知県	32	5	5	31	1		43	5	5	41	2	
三重県	29	82	15	33	2	61	30	84	16	34	2	62
滋賀県	38	13	11	39	1		41	13	11	42	1	
京都府	18	3	1	17	2	1	18	4	2	17	2	1
大阪府	31	6	1	31		5	34	6	1	34		5
兵庫県	55	93	54	55	6	33	55	94	54	55	6	34
奈良県	33	57				90	33	57				90
和歌山県	43	65	50	45	2	11	43	65	50	45	2	11
鳥取県	8	14	11	9		2	8	14	11	9		2
島根県	15	8	5	15		3	16	8	5	16		3
岡山県	15					15	15					15
広島県	23	21	16	22		6	23	21	16	22		6
山口県	46	1	1	46			52	1	1	52		
徳島県	24	33	17	24		16	24	33	17	24		16
香川県	24	13	10	23		4	24	13	10	23		4
愛媛県	25	54	7		3	69	25	54	7		3	69
高知県	27	29	3	27		26	27	29	3	27		26
福岡県	29	204	82	40	1	110	29	213	89	41	1	111
佐賀県	17	6		17		6	17	6		17		6
長崎県	22	11	10	22		1	22	11	10	22		1
熊本県	22	5	2	22		3	22	5	2	22		3
大分県	9	10		9		10	9	10		9		10
宮崎県	2	6	3			5	2	6	3			5
鹿児島県	9	32	2	6	3	30	9	32	2	6	3	30
沖縄県	32	3		15	17	3	32	3		15	17	3
札幌市		1				1		1				1
仙台市		1	1					1	1			
さいたま市	7	1		5	2	1	7	1		5	2	1
千葉市	7	7	3	8		3	7	7	3	8		3
横浜市	51	10		51		10	51	11		51		11
川崎市	1	2				2	1	2				2
静岡市	9	30	4	9	1	25	9	30	4	9	1	25
名古屋市	6	12		5	1	12	6	12		5	1	12
京都市	31	7	5	31	1	1	34	7	5	34	1	1
大阪市	9					9	9					9
神戸市	7	7	7	7		7	7	7	7	7		7
広島市	7	18	18	7			7	18	18	7		
北九州市	7	6	2	7	4		8	6	2	8	4	
福岡市	11	2	1	2			11	2	1	2		
函館市	2	1		2		1	2	1		2		1
旭川市	1	1				1	1	1				1
秋田市	2					2	2					2
郡山市	6			6			6			6		
いわき市		4				4		4				4
宇都宮市	3	1				4	3	1				4
川崎市	1		1				1		1			
船橋市		1				1		1				1
横須賀市	1				1		1				1	
相模原市	2	12	7	2		5	2	12	7	2		5
新潟市	8	24	24	8			8	24	24	8		
富山市	2	1	1	2			2	1	1	2		
金沢市	2	1		2		1	2	1		2		1
長野市	6					6	6					6
岐阜市	6					6	6					6
浜松市	12	7	1	10	2	6	13	7	1	11	2	6
豊橋市	1					1						1
岡崎市	4			4			4			4		
豊田市	3			3			4			4		
堺市	4	11	7			8	4	11	7			8
高槻市	2	2				2	2	2				2
東大阪市	2	2		2		2	2	2		2		2
姫路市	3	3	1	3		2	3	3	1	3		2
奈良市	12	2	1	12		1	13	2	1	13		1
和歌山市	31	2		31		2	31	2		31		2
岡山市	9	7	5	8	1	2	9	7	5	8	1	2
倉敷市	10	3	3	10			11	3	3	11		
福山市	11	7	6	10		2	14	7	6	13		2
下関市	1	1	1				2	1	1	2		
高松市	1	1	1				1	1	1			1
松山市	2	4		3		3	2	4		3		3
高知市	4	10	2	4		8	4	10	2	4		8
長崎市	13			13			13			13		
熊本市	4	2	1	4		1	4	2	1	4		1
大分市	3	10	1	3		9	3	10	1	3		9
宮崎市	2	3	3	2			2	3	3	2		
鹿児島市	9	10	10	9			10	11	10	9		2
合計	1627	1675	724	1469	90	1019	1688	1718	742	1528	91	1045

表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (1) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	か・い・い' 法761の製造の用に供する761洗浄施設			塩化ビニル/PA-の製造の用に供する 二塩化1洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの										
	平成18年3月 31日現在の 未報告事業場数		報告	左記に計上した事業場の 平成18年6月30日までの状況		未報告事業場数	平成18年3月 31日現在の 未報告事業場数		報告	左記に計上した事業場の 平成18年6月30日までの状況							
	休止	未測定		休止	廃止等		未測定	休止		未測定	報告	休止	廃止等	未測定			
北海道																	
青森県																	
岩手県																	
宮城県																	
秋田県																	
山形県																	
福島県																	
茨城県																	
栃木県																	
群馬県																	
埼玉県																	
千葉県																	
東京都																	
神奈川県																	
新潟県		1	1														
富山県																	
石川県																	
福井県																	
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県																	
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府																	
兵庫県																	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県																	
広島県																	
山口県																	
徳島県																	
香川県																	
愛媛県																	
高知県																	
福岡県																	
佐賀県																	
長崎県																	
熊本県																	
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県																	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市																	
横浜市																	
川崎市																	
静岡市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
神戸市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
川崎市																	
船橋市																	
横須賀市																	
相模原市																	
新潟市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
浜松市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
堺市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
奈良市																	
和歌山市																	
岡山市																	
倉敷市																	
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合 計	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	33	28	14	30	3	14

表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (2) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設						加工類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成18年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成18年6月30日までの状況				平成18年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成18年6月30日までの状況				平成18年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成18年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県								1				1						
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県														1				1
千葉県																		
東京都														1				1
神奈川県																		
新潟県																		
富山県														1				1
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県	1							1										
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
静岡市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市														1				1
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
浜松市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
堺市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	3	3	3	2	0	1

表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11(3) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成18年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成18年6月30日までの状況				平成18年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成18年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1		1			
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県							1		1			
福島県												
茨城県							1	6	4			3
栃木県	1			1			4		4			
群馬県							1		1			
埼玉県												
千葉県							1				1	
東京都							1		1			
神奈川県							1		1			
新潟県		2	2				1	8	7			2
富山県								1	1			
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県							2		2			
静岡県							8	3	1	8		2
愛知県							5					5
三重県		1	1				2	9	5	3		3
滋賀県							1		1			
京都府												
大阪府							2		2			
兵庫県								1	1			
奈良県												
和歌山県								1	1			
鳥取県												
島根県							1		1			
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県								1	1			
福岡県								3	3			
佐賀県							1	1		1		1
長崎県												
熊本県												
大分県							1		1			
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市								1	1			
横浜市												
川崎市												
静岡市							1	1		1		1
名古屋市											1	
京都市										1		
大阪市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
秋田市							1					1
郡山市	1			1			1		1			
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
新潟市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
浜松市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
堺市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	3	3	2	0	0	39	37	22	34	3	17

表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成18年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。